

板橋区家庭的保育事業等

指導検査基準（令和8年4月1日適用）

板 橋 区

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指 導 形 態	
C	文書指摘	<p>子ども・子育て支援法、児童福祉法、社会福祉法や、これに基づく認可基準等、福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合は除く。）は、原則として「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>子ども・子育て支援法、児童福祉法、社会福祉法以外の関係法令や、これに基づく基準又は関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合は除く。）は、原則として「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、子ども・子育て支援法、児童福祉法、社会福祉法や、これに基づく認可基準等、福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>関係法令やこれに基づく基準又は関係通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>

運 營 管 理 編

目

1 児童の入所状況	
(1) 認可定員の遵守	1
(2) 認可内容の変更	1
2 基本方針及び組織	
(1) 福祉サービスの基本的理念	1
(2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止	1
(3) 個人情報保護	2
(4) 秘密保持	2
(5) 苦情解決	2
(6) サービスの質の評価等	2
(7) 事業計画	3
(8) 事業報告	3
(9) 運営規程	4
(10) 分掌事務	4
(11) 業務日誌	4
(12) 職員会議	4
3 就業規則等の整備	
(1) 就業規則	5
(2) 給与規程	6
(3) 育児休業規程等	6
(4) 旅費	9
(5) 労使協定等	9
(6) 周知等の実施	10
4 職員の配置等	
(1) 職員配置	10
(2) 職員の資格保有	11
(3) 採用、退職	12
(4) 関連帳簿の整備	12

次

5 勤務状況	
(1) 勤務体制	13
(2) 均等な雇用機会の確保	13
(3) 妊娠した労働者等の就業環境の整備	13
(4) 勤務状況の帳簿の整備	13
6 職員給与等の状況	
(1) 本俸・諸手当	13
(2) 社会保険	14
(3) 貸金台帳	14
7 健康管理	
(1) 安全衛生管理体制	14
(2) 健康診断	15
(3) 居宅訪問型保育事業	15
8 職員研修	16
9 管理者の責務	16
10 建物設備等の管理	
(1) 建物設備の状況	17
(2) 建物設備の安全、衛生	18
(3) 環境衛生の状況	18
11 災害対策の状況	
(1) 管理体制（防火管理者）	19
(2) 防火対策	20
(3) 消防計画等	20
(4) 消防署の立入検査	20
(5) 防災訓練	21
(6) 災害発生時への備え	21
(7) 保安設備	22
(8) 安全対策	23

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成26年10月23日板橋区条例第26号「板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」	区条例26号
2	令和4年6月13日区長決定「板橋区家庭的保育事業等認可等事務取扱要綱」	事務取扱要綱
3	平成28年11月30日「板橋区居宅訪問型保育事業実施要綱」	居宅訪問型要綱
4	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
5	昭和23年3月31日政令第74号「児童福祉法施行令」	児童福祉法施行令
6	昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」	児童福祉法施行規則
7	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
8	平成13年3月30日雇児保第10号通知「地方公共団体が設置する保育所に係る委託について」	雇児保第10号通知
9	平成10年2月13日児保第3号通知「保育所への入所の円滑化について」	児保第3号通知
10	平成14年12月25日雇児発第1225008号通知「児童福祉施設最低基準の一部改正について」	雇児発第1225008号通知
11	昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」	社会福祉法
12	平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」	児発第575号通知
13	平成14年3月19日13福総監第917号「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情対応の仕組みについて(指針)」	13福総監第917号
14	平成13年7月23日雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」	雇児発第488号通知
15	昭和22年4月7日法律第49号「労働基準法」	労働基準法
16	昭和22年8月30日厚生省令第23号「労働基準法施行規則」	労働基準法施行規則
17	平成5年6月18日法律第76号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」	パートタイム・有期雇用労働法
18	平成3年5月15日法律第76号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」	育児・介護休業法
19	平成3年10月15日労働省令第25号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」	育児介護休業法施行規則
20	平成3年12月20日基発第712号通知「育児休業制度の労働基準法上の取扱いについて」	基発第712号通知

No.	関係法令及び通知等	略称
21	令和7年1月20日職発0120第2号・雇均発0120第1号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」	雇均発0120第1号
22	昭和47年7月1日法律第113号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」	均等法
23	昭和41年7月21日法律第132号「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」	労働施策総合推進法
24	昭和47年6月8日法律第57号「労働安全衛生法」	労働安全衛生法
25	昭和47年8月19日政令第318号「労働安全衛生法施行令」	労働安全衛生法施行令
26	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
27	平成7年10月27日法律第123号「建築物の耐震改修の促進に関する法律」	耐震改修促進法
28	平成7年12月22日政令第429号「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令」	耐震改修促進法施行令
29	昭和32年6月15日法律第177号「水道法」	水道法
30	昭和32年12月12日政令第336号「水道法施行令」	水道法施行令
31	昭和32年12月14日厚生省令第45号「水道法施行規則」	水道法施行規則
32	平成8年7月19日社援施第116号通知「社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について」	社援施第116号通知
33	昭和23年7月24日法律第186号「消防法」	消防法
34	昭和36年3月25日政令第37号「消防法施行令」	消防法施行令
35	昭和36年4月1日自治省令第6号「消防法施行規則」	消防法施行規則
36	昭和62年9月18日社施第107号通知「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」	社施第107号通知
37	平成12年12月22日条例第202号「東京都震災対策条例」	震災対策条例
38	平成13年4月6日消防庁告示第2号「東京都震災条例に基づく事業所防災計画に関する告示」	消防庁告示第2号
39	昭和55年1月16日社施第5号通知「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」	社施第5号通知
40	昭和48年4月13日社施第59号通知「社会福祉施設における火災防止対策の強化について」	社施第59号通知
41	昭和58年12月17日社施第121号通知「社会福祉施設における防災対策の強化について」	社施第121号通知

No.	関係法令及び通知等	略称
42	平成13年6月15日雇児総発第402号通知「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
43	平成28年9月9日雇児総発0909第2号通知「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」	雇児総発0909第2号通知
44	平成28年9月15日雇児総発0915第1号通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」	雇児総発0915第1号通知
45	昭和24年6月4日法律第193号「水防法」	水防法
46	平成12年5月8日 法律第57号「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」	土砂災害防止法

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 児童の入所状況 (1) 認可定員の遵守	1 定員 ・家庭的保育事業は5名以下とする。 ・小規模保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所の定員は6人以上19人以下とする。 ・保育所型事業所内保育事業所の定員は20人以上とする。	1 認可定員は遵守されているか。	(1) 児童福祉法第34条の15 (2) 児童福祉法第6条の3 (3) 区条例26号第23条、第28条、第32条、43条、第48条 (4) 事務取扱要綱第5条、第6条	(1) 入所児童数の定員超過により、職員、設備、面積等が基準を下回っている。	C
(2) 認可内容の変更	2 私的契約児等の入所 定員に空きがある場合に、既に入所している児童の保育に支障を生じない範囲で入所させることは差し支えない。 事業認可事項について変更が生じた時は、変更届を提出することが必要である。 <届出事項> ① 施設の名称、所在地(住所) ② 設置者の名称、所在地(住所) ③ 設置者の代表者 ④ 土地、建物の規模または構造、使用区分、屋外遊戯場及び施設敷地の使用に係る権利関係 ⑤ 定員、年齢区分、類型等の運営に関する事項 ⑥ 管理者 ⑦ 調理業務(業務委託、外部搬入)	2 定員を超えて私的契約児等を受け入れていないか。 1 認可内容の変更を届け出ているか。	(1) 児保第3号通知2(準拠) (1) 児童福祉法施行規則第36条の36第3項、第4項 (2) 事務取扱要綱第10条	(1) 認可定員を超え私的契約児等を入所させている。 (1) 認可内容の変更を届け出していない。	B C
2 基本方針及び組織 (1) 福祉サービスの基本的理念	1 利用者の国籍、信条、社会的身分等、又は利用に要する費用負担によって差別的な取扱いをしてはならない。なお、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事への参加を強制することは、厳に慎まなければならない。 また、職員に対し、国籍、信条又は社会的身分等を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならない。	1 国籍、社会的身分等により差別的な扱いをしたり、信条等を強制したりしていないか。	(1) 区条例26号第11条 (2) 労働基準法第3条	(1) 国籍、社会的身分等により差別的扱いをしたり、信条等を強制したりしている。	C
(2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止	2 福祉サービスは個人の尊厳の保持を旨とし、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じた日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。サービスの提供に当たっては、利用者の意向を十分に尊重するよう努めなければならない。 家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して運営を行わなければならない。 また、家庭的保育事業者等の職員は、入所中の児童に対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為が他の児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 施設長若しくは管理者は、事業所内虐待が絶対に起こることのないよう、職員の資質向上、施設運営の透明性の確保等、児童虐待の防止のために必要な措置を講ずること。 (参考) 保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和7年8月改訂 子ども家庭庁、文部科学省)	2 利用者の立場に立った福祉サービスを提供するよう努めているか。 1 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。	(1) 社会福祉法第3条、第5条 (1) 区条例26号第5条 (2) 児童福祉法第33条の10、11 (3) 保育所保育指針第1章1(5) (4) 令和5年3月27日子発0327第5号「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」	(1) 利用者の立場に立った福祉サービスの提供に努めていない。 (1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備していない。 (2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な措置が不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 個人情報保護	<p>福祉関係事業者が事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合、個人情報保護の重要性に鑑み、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努める必要がある。保有する個人情報について、次のように取り扱うこと。</p> <p>① 利用目的をできる限り特定すること。 ② 個人情報を取得した場合、速やかに本人に利用目的を通知又は公表すること。 ③ 個人情報を適正に取得し、またその内容を正確に保つこと。 ④ 個人情報漏えいの防止及び漏えい時の報告連絡体制等、安全管理措置を講じること。 ⑤ 法令に基づく場合等を除き、個人情報を第三者に提供する際はあらかじめ本人の同意を得ること。 ⑥ 例外規定に該当する場合を除き、本人から個人情報の開示を求められた場合は開示すること。</p>	1 個人情報保護に関して、法律等に基づいて適切な措置を講じているか。	<p>(1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第15条～第33条</p> <p>(2) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)</p> <p>(3) 保育所保育指針第1章1(5)ウ、第4章1(2)イ</p>	(1) 個人情報保護について適切な措置を講じていない。	B
(4) 秘密保持	<p>家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 家庭的保育事業者等は、職員であった者が秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p><必要な措置(例)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規程等の整備 ・ 雇用時の取決め 等 	1 施設は秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	(1) 区条例26号第20条	<p>(1) 秘密保持について必要な措置を講じていない。</p> <p>(2) 秘密保持について必要な措置が不十分である。</p>	C B
(5) 苦情解決	<p>1 家庭的保育事業者等の代表者は、その提供するサービスについて、利用者からの苦情を適切に解決するため、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第3者委員(複数名選任が望ましい)を設置する等の体制や手順をつくり、その仕組みを利用者に周知し、適切に対応していかなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、区から、保育の提供等に関し、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、社会福祉法に基づき、東京都社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会が行う調査に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p>2 施設内への掲示、文書の配布等により、苦情解決の仕組みが利用者に周知されているか。</p> <p>3 区からの指導又は助言に従って改善を行っているか。</p> <p>4 運営適正化委員会の調査等に適切に対応しているか。</p>	<p>(1) 社会福祉法第82条</p> <p>(2) 区条例26号第21条</p> <p>(3) 児発第575号通知</p> <p>(4) 13福総監第917号</p> <p>(5) 保育所保育指針第1章1(5)ウ</p> <p>(1) 区条例26号第21条</p> <p>(2) 児発第575号通知</p> <p>(3) 13福総監第917号</p> <p>(1) 区条例26号第21条</p> <p>(1) 社会福祉法第83条～第85条</p>	<p>(1) 苦情解決の仕組みを整備していない。</p> <p>(2) 苦情解決責任者・受付担当者を設置していない。</p> <p>(3) 第三者委員を設置していない。</p> <p>(4) 対応が不十分である。</p> <p>(1) 利用者への周知が行われていない。</p> <p>(2) 利用者への周知が不十分である。</p> <p>(1) 区からの指導に従わない。</p> <p>(2) 区からの指導又は助言への対応が不十分である。</p> <p>(1) 適切に対応していない。</p>	C C B B C B B B
(6) サービスの質の評価等	<p>家庭的保育事業者等は定期的・外部的者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るなど、サービスの質の向上に努めなければならない。</p>	1 定期的・外部的者による評価を受け、その結果を公表し、サービスの質の向上のための取組をしているか。	<p>(1) 社会福祉法第78条</p> <p>(2) 区条例26号第4条、第5条</p>	<p>(1) 外部評価を受審し、その結果を公表し、改善を行っていない。</p> <p>(2) 取組が不十分である。</p>	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 事業計画	<p>1 事業計画は、設置者及び施設が当該年度に実施する基本的な事項を具体化するものとして、前年度事業の反省及び職員間で十分に討議して作成し、決定後はよく周知することが望ましい。また、予算、保育所保育指針に基づく全体的な計画等との関連が十分であることが求められる。</p> <p>2 事業計画の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営の基本方針(サービス内容、行事、健康管理等) ・組織管理(職員構成、職務分担、職員研修等) ・安全管理、防火管理 	<p>1 事業計画を適切に作成しているか。</p> <p>(事業報告は計画を前提としているので、作成が望ましい。)</p>		<p>(1) 事業計画を作成していない。</p> <p>(2) 内容、決定の方法等が不適切である。</p>	<p>A</p> <p>A</p>
(8) 事業報告	<p>1 事業報告書は当該年度の実施した事業の総括であり、各事務所に備えておくこと。 なお、社会福祉法人が設置する保育施設においては、定款の規定により作成の上、社会福祉法第45条の27第2項の定めにより、毎会計年度終了後3か月以内に作成し、各事務所に備えておく必要がある。</p> <p>2 事業報告の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営の基本方針(サービス内容、行事、健康管理等) ・組織管理(職員構成、職務分担、職員研修等) ・安全管理、防火管理 <p>3 立案の方法・内容</p> <p>事業報告の作成に当たっては、事業計画に沿い、事業の総括を行った上で作成することが必要である。</p>	<p>1 事業報告書を適切に作成しているか。</p>	<p>(1) 社会福祉法第45条の27第2項</p> <p>(2) 社会福祉法第45条の28第3項</p> <p>(3) 社会福祉法第45条の32</p> <p>(4) 区条例26号第19条</p>	<p>(1) 事業報告書を作成していない。</p> <p>(2) 内容、決定の方法等が不適切である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(9) 運営規程	<p>家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。</p> <p>なお、全部又は一部について、別途規定している場合、重ねて規定する必要はなく、別途定めている規定を示せば足りる。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 提供する保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤ 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額</p> <p>⑥ 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 ⑦ 家庭的保育事業者等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他家庭的保育事業者等の運営に関する重要事項</p>	1 運営規程を適切に定めているか。	(1) 区条例26号第18条	(1) 運営規程等を定めていない。 (2) 内容が不十分である。	C B
(10) 分掌事務	<p>職員の分掌事務を明確にすることは、適切に職務を遂行し、かつ責任の所在を明らかにする観点から必要なことである。</p>	1 各職員の職務分掌は明確になっているか。	(1) 区条例26号第19条	(1) 職務分掌が明確でない。	B
(11) 業務日誌(園日誌)	<p>施設の状況を的確に把握するため、業務(園)日誌は施設の日常業務を一覧できる内容である必要がある。</p> <p>施設長等が日々の施設運営上重要と認めることを記録する。</p> <p><例> 職員及び児童の出欠状況、園行事、会議、出張、来訪者等</p>	1 業務(園)日誌を適切に作成しているか。	(1) 区条例26号第19条	(1) 業務(園)日誌が未作成である。 (2) 記録が不十分である。	B B
(12) 職員会議	<p>施設運営の良否は、施設長の意思決定とリーダーシップによることが大であるが、全職員が一体となって運営に協力してはじめてサービスの向上を図ることができる。そこで施設長は職員を招集して、施設の運営方針及びその内容等を十分協議し、共通理解を図る必要がある。</p> <p>職員会議の実施内容は、全体職員会議(各担当部門の代表者参加による場合も含む。)、保育カリキュラム会議、給食(献立)会議、事務連絡会議等多様である。職員会議の開催時間は、基本的には施設側の判断に委ねられる。</p> <p>記録は、日時、場所、出席者、欠席者、会議内容等を記録する。</p>	1 職員会議の開催方法等は適切か。	(1) 保育所保育指針第1章1(5)ウ、3(5)イ	(1) 職員会議の参加者等が不適切である。 (2) 単なる情報伝達の間となっており、職員の意見が出やすいような配慮をしていない。	B B
		2 会議録を作成しているか。	(1) 区条例26号第19条	(1) 会議録を作成していない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>3 就業規則等の整備</p> <p>(1) 就業規則</p>	<p>1 就業規則は当該施設職員の労働条件を具体的に定めたものであり、職員の給与とともに、職員処遇の中心をなすものである。施設の円滑かつ適正な運営を期す上からも、これらを踏まえた職員処遇が適正に行われていることが必要である。</p> <p>2 非常勤職員就業規則</p> <p>事業主は、短時間労働者について、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働者保護法令を遵守する必要がある。</p> <p>3 職員10人以上の施設にあつては就業規則の作成と労働基準監督署への届出が義務づけられており、変更届についても同様である。10人未満の施設については、作成の義務はないが、労働条件の明示の観点から作成することが望ましい。</p> <p>4 就業規則に記載すべき事項</p> <p>(1) 絶対的必要記載事項(就業規則に必ず記載しなければならない事項)</p> <p>① 労働時間に関する事項…始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇(産休、育児休業、介護休業、子の看護等休暇、介護休暇を含む。)並びに交替制の場合は就業時転換</p> <p>② 賃金に関する事項…賃金の決定、計算、支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給</p> <p>③ 退職に関する事項…退職の条件及び方法並びに解雇の条件及び方法</p> <p>(2) 相対的必要記載事項(当該事業所に適用されるべき一定の「定めをする場合」には、就業規則に必ず記載しなければならない事項)</p> <p>① 退職手当に関する事項…適用される労働者の範囲、手当の決定、計算及び支払の方法並びに手当の支払時期</p> <p>② 臨時の賃金及び最低賃金額に関する事項</p> <p>③ 労働者に負担させる食費、作業用品その他に関する事項</p> <p>④ 安全及び衛生に関する事項</p> <p>⑤ 職業訓練に関する事項</p> <p>⑥ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項</p> <p>⑦ 表彰及び制裁に関する事項…種類及び程度</p> <p>⑧ 上記以外の当該事業所の労働者のすべてに適用される事項</p> <p>なお、「定めをする場合」とは、新たに規程を設ける場合のみに止まらず、「不文の慣行又は内規がある場合」も該当する。従って、「定めをする場合」に該当する事項がある場合には、必ず成文化する必要があり、その範囲では絶対的必要記載事項と同じ扱いとする。</p>	<p>1 就業規則を整備しているか。</p> <p>2 非常勤職員就業規則を整備しているか(就業規則において非常勤職員に関する事項を定めていない場合)。</p> <p>3 就業規則の内容は適正か。また、就業規則の内容と現状に差異はないか。</p> <p>・有給休暇の付与日数や取得に関する管理は適切か。</p> <p>・勤務時間及び休憩時間は法定時間を遵守しているか。</p> <p>・65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を定めているか(平成25年4月1日施行)。</p> <p>4 労働基準監督署に届け出ているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第32条～41条、第89条、第90条</p> <p>(1) パートタイム・有期雇用労働法第7条</p> <p>(2) 平成19年10月1日厚生労働省告示第326号「事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針」</p> <p>(1) 労働基準法第32条～41条、第89条、第90条</p> <p>(2) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条</p> <p>(1) 労働基準法第89条、第90条第2項</p>	<p>(1) 就業規則を作成していない。 【常時、従業員10人以上の事業所は必須】 (常勤・非常勤を合算して10人)</p> <p>(1) 非常勤職員就業規則を作成していない。 【常時、従業員10人以上の事業所は必須】</p> <p>(1) 必要記載事項を規定していない。</p> <p>(2) 就業規則の内容が不適正である。</p> <p>(3) 就業規則と現状に差異がある。</p> <p>(1) 労働基準監督署に届け出していない。 【常時、従業員10人以上の事業所は必須】</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 給与規程	<p>1 給与規程は、就業規則の一部であるから、作成、改正、届出等についても就業規則と一体のものであるが職員の給与が職員の処遇上極めて重要であることから適正に整備されていることが必須である。</p> <p>2 職員の給与の支給については、労働基準法(差別的扱いの禁止、男女同一、賃金支払い方法、非常時払い、時間外勤務手当等)及び最低賃金法で定める事項の外は、当該法人における労働契約、就業規則、労働協約が尊重される。</p> <p>3 給与及び諸手当の支給基準が明確であり、また、基準に従って支給すること。</p>	<p>1 給与規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>2 給与規程の内容は適正であるか。また、規程と実態に差異はないか。</p> <p>3 給与及び諸手当等の支給基準が明確になっているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第89条、第90条</p> <p>(1) 労働基準法第3条、第4条、第24条～第28条、第37条、第89条</p> <p>(1) 労働基準法第15条、第89条</p>	<p>(1) 給与規程を整備していない。</p> <p>(2) 労働基準監督署に届け出していない。</p> <p>(1) 給与規程の内容が不適正である。</p> <p>(2) 給与規程と実態に差異がある。</p> <p>(1) 給与及び諸手当の支給基準が明確でない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
(3) 育児休業規程等	<p>1 育児休業</p> <p>(1) 育児休業とは、1歳(一定の条件下で2歳)に満たない子を養育する労働者が休業を申し出ることにより労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用された期間が1年に満たない場合 ・申出の日から1年以内(1歳6か月及び2歳まで育児休業する場合には6か月以内)に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・1週間の所定労働日数が2日以下の場合 <p>※ 両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまで1年間以内の休業が可能。 育児休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・育児休業の取得に必要な手続 ・育児休業期間 <p>また、育児休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>※ 出生時育児休業(産後パパ育休) 養育する子について、休業を申し出ることにより、子の出生後、8週間以内に4週間以内の期間を定めてする休業。 ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用された期間が1年に満たない場合 ・申出があった日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・1週間の所定労働日数が2日以下の場合 	<p>1 育児休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。(就業規則において育児休業に関する事項を定めていない場合)</p> <p>2 育児休業制度について、適切に実施しているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第89条、第90条</p> <p>(2) 基発第712号通知</p> <p>(3) 育児・介護休業法第5条～第10条、第16条の2～4、第16条の8、第17条、第19条、第22条、第23条</p> <p>(4) 育児介護休業法施行規則第8条、第21条の3</p> <p>(5) 雇均発0120第1号</p>	<p>(1) 育児休業に関する規程を整備していない。</p> <p>(2) 育児休業に関する規程の内容に不備がある。</p> <p>(3) 労働基準監督署に届け出していない。</p> <p>(1) 育児休業制度について、適切に実施していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(2) 事業主は、育児休業申出等が円滑に行われるようにするため、以下のいずれかの措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施 ・ 育児休業に関する相談体制の整備 ・ その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置 <p>2 介護休業</p> <p>(1) 介護休業とは、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が休業を申し出ることにより、労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。対象家族一人につき通算93日まで3回を上限として分割して取得することができる。</p> <p>ただし、次の労働者について介護休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用された期間が1年に満たない場合 ・ 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員 ・ 1週間の所定労働時間が2日以下の従業員 <p>介護休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・ 介護休業の取得に必要な手続 ・ 介護休業期間 <p>また、介護休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(2) 事業主は、介護休業や介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、以下のいずれかの措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その雇用する労働者に対する介護休業・介護両立支援制度等に係る研修の実施 ・ 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 ・ その他厚生労働省令で定める介護休業・介護両立支援制度等に係る雇用環境の整備に関する措置 	<p>3 介護休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。(就業規則において介護休業に関する事項を定めていない場合)</p> <p>4 介護休業制度について、適切に実施しているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第89条、第90条 (2) 育児・介護休業法第11条～第16条、第16条の5～7、第16条の9、第18条、第20条、第22条、第23条 (3) 育児・介護休業法施行規則第24条 (4) 雇均発0120第1号</p>	<p>(1) 介護休業に関する規程を整備していない。 (2) 介護休業に関する規程の内容に不備がある。 (3) 労働基準監督署に届け出していない。 (1) 介護休業制度について、適切に実施していない。</p>	<p>B B B B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>3 労働時間の制限等</p> <p>(1) 勤務時間の短縮等の措置</p> <p>①3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについては、事業主は、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするため、労働者の申出に基づき、1日の所定労働時間を6時間とする短時間勤務制度が義務付けられる。</p> <p>なお、労使協定により適用除外とした場合、以下の代替措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業の制度に準ずる措置 ・ 在宅勤務等の措置 ・ フレックスタイム制 ・ 始業・終業時間の繰上げ、繰下げ ・ 保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与 <p>②要介護状態にある対象家族を介護する労働者については、事業主は、労働者が就業しつつ要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするため、次のいずれかの方法を講じる必要がある。介護休業とは別に利用開始の日から3年以上の期間で2回以上の利用が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短時間勤務制度 ・ フレックスタイム制 ・ 始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ ・ 介護サービスを利用する場合の費用の助成その他これに準ずる制度 <p>(2) 所定外労働の制限</p> <p>小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があったとき又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、所定労働時間を超えて労働させてはならない。</p> <p>ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 時間外労働の制限</p> <p>小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があったとき又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。</p> <p>ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。(制限時間1月24時間、1年150時間)</p> <p>(4) 深夜労働の制限</p> <p>小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があったとき又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、午後10時から午前5時までの間において労働させてはならない。</p> <p>ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。</p> <p>4 子の看護等休暇</p> <p>小学校3年生修了までの子を養育する労働者は、申し出ることにより、病気・けがをした子の看護のほか予防接種、健康診断を受けさせるため、若しくは感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話のため、又は子の入園(入学)式、卒園式への参加のために、労働者1人につき1年度において5日(子が2人以上の場合、10日)休暇を取得できる。</p> <p>子の看護等休暇は1日単位又は時間単位で取得することができる。</p>	<p>5 勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。</p> <p>6 子の看護等休暇制度について、適切に実施しているか。</p>	<p>(1) 育児・介護休業法第16条の8～第20条の2、第23条</p> <p>(1) 育児・介護休業法第16条の2～第16条の4</p>	<p>(1) 勤務時間の短縮等の措置を適切に講じていない。</p> <p>(2) 所定外労働の制限について、適切に実施していない。</p> <p>(3) 時間外労働の制限について、適切に実施していない。</p> <p>(4) 深夜労働の制限について、適切に実施していない。</p> <p>(1) 子の看護等休暇制度について、適切に実施していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 旅費	5 介護休暇 要介護状態にある対象家族の介護、世話をする労働者は、事業主に申し出ることにより、1年度において5日まで(その介護、世話をする対象家族が2人以上の場合、10日)、介護のために休暇を取得することができる。 介護休暇は1日単位又は時間単位で取得することができる。	7 介護休暇制度について、適切に実施しているか。	(1) 育児・介護休業法第16条の5～第16条の7	(1) 介護休暇制度について、適切に実施していない。	B
	6 労働者の配置に関する配慮 事業主は、労働者を転勤させようとする場合には、子の養育又は家族の介護の状況に配慮しなければならない。 職員が業務又は研修のため出張する場合は、その旅費(実費及び手当)を支給するものとする。旅費、日当の支払い、宿泊費の定額払いを行う場合は根拠となる規程が必要である。	8 労働者の配置について、配慮しているか。 1 旅費に関する規程を整備しているか。また、規程と実態に差異はないか(実費以外を支給している場合)。	(1) 育児・介護休業法第26条 (1) 労働基準法第89条、第90条	(1) 労働者の配置について、配慮していない。 (1) 旅費に関する規程を整備していない。 (2) 旅費に関する規程が内容不備又は規程内容と実態に差異がある。	B B B
(5) 労使協定等	1 36協定 時間外及び休日に労働させる場合は協定を締結する必要がある。締結に当たっては、労働者の過半数で組織する労働組合の代表者、労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と使用者との間で書面による協定を結び、労働基準監督署に届け出る必要がある。 なお、届出の様式は労働基準監督署の窓口に備えられており、有効期間は1年が一般的である。また、協定は法の適用単位である事業場ごとに締結しなければならない。	1 36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。(時間外及び休日に労働させる場合)	(1) 労働基準法第36条	(1) 36協定を締結していない。 (2) 労働基準監督署に届け出ているか。 (3) 協定内容と現状に差異がある。	B B B
	2 24協定 賃金から給食費や親睦会費など、法令で定められている税金、社会保険料等以外の経費を控除する場合は、36協定と同様の手続きをもって「賃金控除協定」を締結する必要がある。	2 24協定を適切に締結しているか。(賃金から法定外経費を控除する場合)	(1) 労働基準法第24条	(1) 24協定を締結していない。 (2) 協定内容、手続が不適切である。	B B
	3 変形労働時間制等 (1) 1か月以内の変形労働時間制 1か月以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定の締結又は就業規則その他これに準じるものによる規定をし、労働基準監督署に届け出る必要がある。 (2) 1か月起1年以内の変形労働時間制 1か月を超え1年以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出る必要がある。 また、1年単位の変形労働時間制を採用した場合は、始業・終業、休憩時間、休日を就業規則に定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 (3) フレックスタイム制 3か月以内の一定の総労働時間を定め、労働者がその範囲で各日の始業及び終業の時刻を選択して働く場合には、労使協定の締結及び就業規則その他これに準じるものによる規定をし、労働基準監督署に届け出る必要がある。 なお、期間が1か月以内の場合は、労使協定については労働基準監督署への届け出を要しない。	3 変形労働時間制等に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	(1) 労働基準法第32条の2から第32条の4	(1) 変形労働時間制(1か月以内)に関する協定を締結せず、就業規則等にも規定していない。 (2) 変形労働時間制(1か月起1年以内)に関する協定を締結していない。 (3) フレックスタイム制に関する協定の締結及び就業規則等の規定がない。 (4) 労働基準監督署に届け出ているか。	B B B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 周知等の措置	<p>1 就業規則及び協定等については、職員に周知しなければならない。</p> <p>2 賃金は、通貨による支払が原則であるが、個々の労働者の同意を得た場合には、口座振込等により支払うことができる。 なお、労働者が賃金の振込先として本人名義の預金口座を指定していれば同意を得ていると解される。</p>	<p>1 就業規則等を職員に周知しているか。</p> <p>2 口座振込等に関して、書面等による個人の同意を得ているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第106条 (2) 育児・介護休業法第21条の2</p> <p>(1) 労働基準法施行規則第7条の2 (2) 昭和63年1月1日基発第1号「改正労働基準法の施行について」</p>	<p>(1) 職員に周知していない。又は不十分である。</p> <p>(1) 個人の同意を得ていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
4 職員の状況 (1) 職員配置	<p>1 家庭的保育事業者等は、事業所ごとに区条例に基づく職員(保育士、保育従事者、嘱託医及び調理員(調理業務の全部を委託する施設並びに搬入施設から食事を搬入する施設を除く))を適正に配置しなければならない。</p> <p>2 区条例26号第8条に規定する職員を保育に直接従事する職員とし、児童の定員について、以下の計算式により算出した数を配置する。 <小規模保育事業A型、B型、小規模型事業所内保育事業> 保育士の数は、区条例に規定する児童の年齢区分別に、定員を保育士の員数の基準となる児童数で除した数を小数点1位(小数点以下2位切捨て)まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数に1を加えた数とする。 なお、小規模保育事業B型(小規模型事業所内保育事業B型を含む。)においては、この数に4分の3を乗し、小数点以下を切り上げた数以上を保育士とする。 <保育所型事業所内保育事業> 保育士の数は、区条例に規定する児童の年齢区分別に、定員を保育士の員数の基準となる児童数で除した数を小数点1位(小数点以下2位切捨て)まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数とする。</p> <p>3 保育に直接従事する職員は、利用乳幼児を長時間にわたって保育できる常勤の職員をもって確保することを基本とする。ただし、本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、利用児童の処遇水準の確保が図られる場合で、常勤職員に代えて短時間勤務(常勤以外の職員をいう。以下同じ。)の職員を充てる場合の勤務時間数が、常勤職員を充てる場合の勤務時間数を上回っている場合には、職員の一部に短時間勤務の職員を充てても差し支えない。</p>	<p>1 職員配置は適正に行われているか。</p>	<p>(1) 家庭的保育事業 区条例26号第23条 (2) 小規模保育事業A型 区条例26号第29条 事務取扱要綱第6条 (3) 小規模保育事業B型 区条例26号第31条 事務取扱要綱第6条 (4) 小規模保育事業C型 区条例26号第34条 (5) 居宅訪問型保育事業 区条例26号第39条 (6) 保育所型事業所内保育事業 区条例26号第44条 事務取扱要綱第6条 (7) 小規模型事業所内保育事業 区条例26号第47条 事務取扱要綱第6条 (8) 平成28年2月18日雇児発0218第2号「保育所等における保育士配置に係る特例について」(準拠) (9) 区条例26号第10条</p>	<p>(1) 職員配置が適正に行われていない。</p>	<p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 職員の資格保有	<p><常勤職員の定義> 以下①～④を満たすもの</p> <p>①期間の定めのない労働契約を結んでいる。(1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。)</p> <p>②労働基準法施行規則により明示された就業の場所が当該事業所であり、かつ従事すべき業務が保育である。</p> <p>③勤務時間が、当該保育所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。)に達しているか、1日6時間以上かつ月20日以上常態的に勤務していること。</p> <p>④当該事業所(一括適用の承認を受けている場合は本社等)を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。</p> <p>※ 同一敷地内に設置されている社会福祉施設の職員の施設間の兼務を行うことができる。 ただし、直接保育に従事している職員は、その行う保育に支障がある場合は、この限りではない</p> <p>1 家庭的保育事業者等は、各事業ごとに区条例に基づいた職員の資格の保有を徹底しなくてはならない。</p> <p>2 調理員については、必ずしも栄養士の資格を要するものではない。 ただし、健康増進法及び健康増進法施行規則に定める特定給食施設(継続的に1回100食以上又は1日250食以上提供施設)にあつては、栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。</p> <p>3 保育士でない者は、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。</p>	<p>1 資格を要する職種において、有資格者が勤務しているか。</p> <p>2 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用していないか。</p>	<p>(1) 家庭的保育事業 区条例26号第23条</p> <p>(2) 小規模保育事業A型 区条例26号第29条 事務取扱要綱第6条</p> <p>(3) 小規模保育事業B型 区条例26号第31条 事務取扱要綱第6条</p> <p>(4) 小規模保育事業C型 区条例26号第34条</p> <p>(5) 居宅訪問型保育事業 区条例26号第39条</p> <p>(6) 保育所型事業所内保育事業 区条例26号第44条 事務取扱要綱第6条</p> <p>(7) 小規模型事業所内保育事業 区条例26号第47条 事務取扱要綱第6条</p> <p>(8) 健康増進法第21条第1～第3項</p> <p>(9) 児童福祉法第18条の23</p>	<p>(1) 資格を要する職種に有資格者が勤務していない。</p> <p>(1) 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用している。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 採用、退職	1 家庭的保育事業者等は、募集及び採用について、性別にかかわらず均等な機会を与えなくてはならない。	1 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。	(1) 均等法第5条	(1) 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしていない。	B
	2 使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。 ① 労働契約の期間に関する事項 ② 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項(通算契約期間又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む) ③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項(就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む) ④ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換に関する事項 ⑤ 賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切及び支払いの時期並びに昇給に関する事項 ⑥ 退職に関する事項(解雇の事由を含む) 上記の事項については、必ず明示しなければならず、また昇給に関する事項を除き、書面交付の方法により明示する必要がある。	2 職員の採用時に職務内容、給与等の労働条件を明示しているか。	(1) 労働基準法第15条第1項 (2) 労働基準法施行規則第5条	(1) 採用時に労働条件の明示がない。 (2) 採用時に労働条件の明示が不十分である。	B B
	3 非常勤職員の雇用 就業規則等の交付等により雇用期間、賃金、勤務時間、職務内容等が明確であること。 労働の実態が就業規則等と異なる場合には、労働条件に関する事項を文書で明らかにする必要がある。 なお、有期労働契約の締結において、その契約期間内に無期転換申込権が発生する場合は、無期転換申込みに関する事項及び無期転換後の労働条件を明示する必要がある。 ＜パートタイム・有期雇用労働法上の明示事項＞ 昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口	3 非常勤職員の採用時に、雇入通知書(雇用契約書)等の文書を交付し、必要な勤務条件を明示しているか。	(1) 労働基準法第15条第1項 (2) 労働基準法施行規則第5条 (3) パートタイム・有期雇用労働法第6条 (4) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(平成5年労働省令第34号)第2条	(1) 非常勤職員に労働条件の明示がない。 (2) 非常勤職員に労働条件の明示が不十分である。	B B
(4) 関連帳簿の整備	職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。 (1) 資格証明書(保育士登録証(保育士証)の写し、医師免許証の写し等) (2) 履歴書 (3) 労働者名簿 ＜記載事項＞ ①氏名 ②生年月日 ③履歴 ④性別 ⑤住所 ⑥従事する業務の種類 ⑦雇入れ年月日 ⑧退職年月日及びその事由 ⑨死亡年月日及びその原因等	1 資格が必要な職種の職員について、資格証明書を整備しているか。	(1) 区条例26号第19条	(1) 資格職種の資格証明書を整備していない。	C
		2 履歴書を整備しているか。	(1) 区条例26号第19条	(2) 一部職員の資格証明書を整備していない。 (1) 履歴書を整備していない。	B B
		3 労働者名簿は全職員分を整備しているか。	(1) 労働基準法第107条、第109条 (2) 労働基準法施行規則第53条、第56条	(1) 労働者名簿を整備・保管していない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
5 勤務状況					
(1) 勤務体制	施設における職員の労働時間や休日等の勤務体制は、労働基準法を遵守すること。	1 勤務体制が労働基準法上、適正か。	(1) 労働基準法第32条～第41条	(1) 勤務体制が労働基準法上、適正でない。	C
(2) 均等な待遇の確保	1 事業主は、労働者の配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職及び解雇等について性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。 2 事業主は、女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。また、その指導事項を守ることができるよう必要な措置を講じなければならない。 3 事業主は、正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けてはならない。	1 性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。 2 妊娠中及び出産後の女性労働者に対して、保健指導等の時間を確保しているか。また、保健指導等に基づく指導事項を守れるよう、勤務の軽減等必要な措置を講じているか。 3 正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与など、不合理な待遇差を設けていないか。	(1) 均等法第6条～第9条 (1) 均等法第12条、第13条 (1) パートタイム・有期雇用労働法第8条、第9条	(1) 性別による差別的取扱いをしている。 (1) 保健指導等を受けるための時間を確保していない。 (2) 勤務の軽減等必要な措置を講じていない。 (1) 正社員と非正規社員との間で、不合理な待遇差を設けている。	B B B
(3) 妊娠した労働者等の就業環境の整備	1 事業主は、女性労働者が妊娠・出産・産前産後休業の申請取得等に関する言動により就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備その他の必要な措置を講じなければならない。 2 事業主は、労働者が育児・介護休業等の利用に関する言動により就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備その他の必要な措置を講じなければならない。	1 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を行っているか。 2 育児・介護休業等の利用に関するハラスメントの防止措置を行っているか。	(1) 均等法第9条、第11条の3、第11条の4 (2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第2号)第2条の2 (1) 育児・介護休業法第10条、第16条、第16条の4、第16条の7、第25条、第25条の2	(1) 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を行っていない。 (1) 育児・介護休業等の利用に関するハラスメントの防止措置を行っていない。	B B
(4) 勤務状況の帳簿の整備	職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。 ・出勤・退勤に関するもの(タイムカード) ・出張(外出)に関するもの ・所定時間外勤務に関するもの ・休暇取得に関するもの 等	1 勤務関連帳簿を整備しているか。	(1) 区条例26号第19条 (2) 労働基準法第109条 (3) 労働基準法施行規則第24条の7 (4) 労働安全衛生法第66条の8の3 (5) 労働安全衛生規則第52条の7の3	(1) 勤務に関する帳簿を整備していない。 (2) 勤務に関する帳簿の一部が整備されていない。又は記録の内容に不備がある。	C B
6 職員給与等の状況					
(1) 本俸・諸手当	職員の給与については、適正に支給することが必須である。	1 給与は適正に支給されているか。	(1) 労働基準法第15条、第24条～第28条、第37条、第89条	(1) 本俸・諸手当を規程どおり支給していない。 (2) 初任給を規程どおりに決定していない。 (3) 昇給及び昇格を規程どおりに行っていない。 (4) 適正な給与水準となっていない。	B B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 社会保険	職員5人以上を使用する事業所は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険のいずれの保険においても、被保険者として強制加入又は強制適用されることとなっており、原則として設置事業者は社会保険に加入の義務がある。	1 社会保険への加入は適正か。 ・健康保険、厚生年金等すべての社会保険に加入しているか。 ・健康保険、厚生年金等の社会保険に未加入者はいないか。	(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条 (2) 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第24条 (3) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第6条第1項 (4) 厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)第15条 (5) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条 (6) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第6条 (7) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3条第1項	(1) 健康保険、厚生年金等いずれかの保険に未加入である。 (2) 加入はしているが、いずれかの保険に未加入者がいる。	B B
(3) 賃金台帳	使用者は、賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他法令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。	1 賃金台帳を整備しているか。	(1) 労働基準法第108条、第109条 (2) 労働基準法施行規則第54～56条	(1) 賃金台帳を整備・保管していない。	B
7 健康管理					
(1) 安全衛生管理体制	労働者の健康の確保は、事業の円滑な遂行に不可欠な条件であり、法の定めにより定期的に健康診断を実施するとともに、労働者の安全又は衛生のための教育等が必要である。 ・労働者が常時50人以上の施設においては、衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出ること。 ・労働者が常時50人以上の施設においては、労使で構成する衛生委員会を設け、法定の事項を調査審議し、事業者に対し意見を述べさせること(月1回以上)。 ・労働者が常時10人以上50人未満の施設においては、衛生推進者を選任し、衛生管理者に準じた職務を行わせること。また、衛生に関する事項について関係労働者の意見を聴くための機会を設けること。	1 (職員が常時50人以上の施設において)衛生管理者及び産業医を選任し、届け出ているか。 2 (職員が常時50人以上の施設において)衛生委員会を設置しているか。 3 (職員が常時10人以上50人未満の施設において)衛生推進者を選任しているか。	(1) 労働安全衛生法第12条、第13条 (2) 労働安全衛生法施行令第4条、第5条 (3) 労働安全衛生規則第7条、第13条 (1) 労働安全衛生法第18条 (2) 労働安全衛生規則第22条、第23条 (1) 労働安全衛生法第12条の2 (2) 労働安全衛生規則第12条の2～4、23条の2	(1) 衛生管理者及び産業医を選任していない。 (2) 衛生管理者及び産業医を届け出していない。 (1) 衛生委員会を設置していない。 (1) 衛生推進者を選任していない。 (2) 衛生推進者を職員に周知していない。	B B B B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 健康診断	<p>常時使用する労働者を雇い入れる時は、健康診断を行わなければならない。(雇入時健康診断)</p> <p>定期健康診断は1年以内ごとに1回、必要な項目について医師による健康診断を行わなければならない。また、夜間業務に従事する職員の場合には6か月以内ごとに1回の健康診断が必要となる。</p> <p>なお、1年以上使用されることが予定されている者及び更新により1年以上引続き使用されている者で、就労時間数が通常の就労者の4分の3以上の者についても同様に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 結核診断の結果結核の発病のおそれがある者に対して、喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査を行うこと。 健康診断個人票を作成して、これを5年保存すること。 労働者が常時50人以上の施設においては、健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出すること。 腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する者に対しては、定期的に医師による腰痛の健康診断を実施すること。 労働者が常時50人以上の施設においては、労働者に対し、心理的な負担の程度を把握するための検査を行うこと。 	1 健康診断を適切に実施しているか。	(1) 労働安全衛生法第66条、第6 (2) 労働安全衛生規則第43条～ 第45条、第52条の9～21 (3) 感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する法 律(平成10年法律第114号)第 53条の2 (4) 感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する法 律施行規則(平成10年厚生省 令第99号)第27条の2 (5) 平成31年1月30日基発0130第 1号「短時間労働者及び有期 雇用労働者の雇用管理の改 善等に関する法律の施行に ついて」11(4)ト (6) 平成25年6月18日基発0618第 4号「職場における腰痛予防 対策の推進について」	(1) 健康診断が未実施である。 (定期・雇入時) (2) 調理・調乳に携わる者に健康診断の 未受診者がいる。 (3) 健康診断の実施時期が不適切であ (4) 健康診断の実施方法が不適切であ る。	C C B B
		2 結果の記録を作成・保存しているか。	(1) 労働安全衛生規則第51条	(1) 健康診断実施記録の整備が不十分で ある。	B
		3 健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか(職員が常時50人以上の施設のみ)。	(1) 労働安全衛生規則第52条	(1) 健康診断結果報告書を労働基準監督 署に提出していない。	B
(3) 居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。	1 清潔の保持と健康確認のため、必要な対策を講じているか。	(1) 区条例26号第14条	(1) 居宅訪問型保育事業において、保育 に従事する職員の清潔及び健康が保持 されていない。 (2) 事業者において必要な管理がなされ ていない。	C C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
8 職員研修	<p>家庭的保育事業者等の職員は、知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>施設は、職員に対し資質の向上及び人材確保のため、研修体系を構築し、研修等の充実を図るとともに、職員の自己研鑽が図られるよう、業務の中で必要な知識や技術を習得できる体制や、職場内や外部の研修受講の機会等の確保に努めなければならない。</p> <p>特に、個人の職務遂行能力に応じた、具体的内容をもった実施計画が立てられていることが望まれる。</p> <p>設置者は、家庭的保育事業者等の全体的な計画や、各職員の研修の必要性を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場における研修の充実を図ること。 ・外部研修への参加機会が確保されるよう努めること。 ・職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成すること。 ・研修終了後、報告をさせ、研修内容を他の職員と共有することにより、保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上につなげること。 ・研修の受講は特定の職員に偏ることなく行われるよう、配慮すること。 ・職員の研修に関する要望を聴取し、計画に反映させること。 ・研修効果を把握し、今後の研修計画に反映させること。 	<p>1 研修の機会を確保しているか。</p> <p>2 研修計画を適切に立てているか。</p> <p>3 研修の成果を活用しているか。</p>	<p>(1) 区条例26号第9条</p> <p>(2) 保育所保育指針第1章3(1)ウ、第5章2(2)、3、4</p> <p>(3) 社会福祉法第90条</p> <p>(4) 平成19年8月28日厚生労働省告示第289号「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に対する基本的な指針」第3-2②③</p>	<p>(1) 研修を実施していない。</p> <p>(2) 研修の実施が不十分である。</p> <p>(3) 研修の機会が公平に与えられていない。</p> <p>(1) 研修計画が適切に立てられていない。</p> <p>(1) 研修の成果を活用していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
9 管理者(若しくは施設長)の責務	<p>1 管理者(若しくは施設長)は、運営管理全般の統括、利用者との連絡調整、地域社会との連携など施設の責任者として、職責を十分果たす必要がある。</p> <p>管理者(若しくは施設長)は、保育事業者の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育事業を取り巻く社会情勢等を踏まえ、施設の責任者としての専門性等の向上に努め、当該施設における保育の質及び職員の専門性向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。</p> <p>2 小規模保育事業所及び事業所内保育事業所には、区条例26号に規定する職員のほかに、原則、管理者を置くものとし、次の要件をすべて満たすものでなければならない。</p> <p>①児童福祉事業等において2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者</p> <p>②常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従する者</p> <p>③給付費からの給与支出がある者</p> <p>管理者を置かない場合、又は置いていても兼任の場合は、公定価格受給において減算する。その場合は施設長を明確に定めるものとする。</p> <p>3 相手の意に反する性的な言動で、それに対する対応によって仕事を遂行する上で、一定の不利益を与えたり、就業環境を悪化させること(セクシュアル・ハラスメント)は、職員個人としての尊厳を不当に傷つけるとともに、能力の発揮を阻害するものである。</p> <p>4 同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は就業環境を悪化させる行為(パワー・ハラスメント)は、職員個人としての尊厳を不当に傷つけるとともに、能力の発揮を阻害するものである。</p>	<p>1 管理者(若しくは施設長)はその職責を果たしているか。</p> <p>2 管理者の要件を満たしているか。</p> <p>3 管理者を置かない場合、又は置いていても兼任の場合、施設長を明確に定めているか。</p> <p>4 セクシュアル・ハラスメントに関する方針を明確化し、周知・啓発しているか。また、相談・苦情に適切かつ柔軟に対応しているか。</p> <p>5 パワー・ハラスメントに関する方針を明確化し、周知・啓発しているか。また、相談・苦情に適切かつ柔軟に対応しているか(令和2年6月1日施行)。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第5章2(1)</p> <p>(2) 事務取扱要綱第6条</p> <p>(1) 事務取扱要綱第6条</p> <p>(2) 給付費留意事項通知</p> <p>(1) 均等法第11条、第11条の2、第15条</p> <p>(2) 平成18年度厚生労働省告示第615号「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」</p> <p>(1) 労働施策総合推進法第30条の2、第30条の3</p> <p>(2) 令和2年厚生労働省告示第5号「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」</p>	<p>(1) 運営管理上問題が生じている。</p> <p>(2) 運営管理上問題が生じている(軽微な場合)。</p> <p>(1) 管理者の要件を満たしていない。</p> <p>(2) 常時施設の運営管理の業務に専従していない。</p> <p>(3) 勤務実態が不明確である。</p> <p>(1) 施設長を明確に定めていない。</p> <p>(1) セクシュアル・ハラスメントの防止や必要な対策を講じていない。</p> <p>(1) パワー・ハラスメントの防止や必要な対策を講じていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
10 建物設備等の管理 (1) 建物設備の状況	<p>1 利用者が、良好な環境のもとで生活を営むためには各法令に定められている建物設備の基準を確保する必要がある。建物設備等の内容を変更する場合は、区条例及びその他の法令を満たす必要がある。</p> <p>2 建物設備等の内容変更により、区条例を満たさないことが起こり得る。変更する場合には、内容変更の届出をする必要がある。また、面積が増加する場合も認可内容変更の届出をする必要がある。認可関係書類、図面等は、施設の設備の現状及び認可内容の状況を示すものであり、整備、保管しておくこと。</p> <p>3 規模及び構造の変更により、基準面積を下回ってはならない。 ・乳児室又はほふく室は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡(有効面積)以上。 ・保育室又は遊戯室は満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡(有効面積)以上。 ・屋外遊戯場は満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上。 ※他の社会福祉施設(例えば児童発達支援事業所)が併設されている場合において、交流(インクルーシブ保育)を行う設備については、各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること。(令和4年12月26日厚生労働省事務連絡「保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について」)</p> <p>4 家庭的保育事業者等には、必要な医薬品その他の医薬品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 必要な医薬品とは、体温計、水枕、消毒薬、絆創膏等衛生用品のほか、必要な医薬品等とし、これらを安全かつ衛生的に備えること。</p> <p>5 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えなければならない。</p>	<p>1 構造設備が基準を満たしているか。(基準は区条例26号各条に定めるとおり)</p> <p>2 建物設備等の認可内容と現状に相違がないか。また、変更する場合、届出をしているか。</p> <p>3 在籍児に見合う基準面積を下回っていないか。</p> <p>4 必要な医薬品等が備えられ、適正に管理されているか。</p> <p>5 保育に必要な用具が備えられているか。</p>	<p>(1) 区条例26号第22条、28条、32条、33条、38条、43条、48条</p> <p>(1) 児童福祉法施行規則第36条の36第3項、第4項 (2) 事務取扱要綱第10条</p> <p>(1) 区条例26号第10条、22条、28条、32条、33条、38条、43条、48条</p> <p>(1) 区条例26号第14条 (2) 事務取扱要綱第7条</p> <p>(1) 区条例26号第22条、28条、32条、33条、38条、43条、48条 (2) 保育所保育指針第1章1(4)</p>	<p>(1) 構造、設備が基準を満たしていない。</p> <p>(1) 建物設備等の認可内容と現状に著しい相違がある。 (2) 認可内容と現状に相違がある。 (3) 認可内容の変更を届け出していない。</p> <p>(1) 基準面積が不足している。</p> <p>(1) 必要な医薬品等を備え付けていない。 (2) 医薬品の管理が適正になされていない。 (3) 必要な医薬品等の整備・管理が不十分である。</p> <p>(1) 用具等が備えられていない。 (2) 用具等の備えが不十分である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 建物設備の安全、衛生	<p>1 家庭的保育事業者等の設備構造は、採光、換気等利用している者の保健衛生及びこれらの者に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p> <p>具体的には、施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。</p> <p>そして、設備構造はもとより、施設の運営管理上からも、児童の安全確保が図られなければならない。特に乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落を防止する設備を設けること。</p> <p>2 家庭的保育事業者等を利用している者の使用する設備等については、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 建築物及び建築設備の適正な維持管理を図り、災害を未然に防止するために、建築基準法に基づく定期検査報告を特定行政庁に行わなければならない。</p> <p>建築物 3年毎(※) 防火設備 毎年(※) 建築設備 毎年(※) 昇降機 毎年 ※ 保育施設の場合、300㎡を超える規模のもの又は3階以上の階で、その用途に供する部分が対象になる。ただし、平屋建てで500㎡未満のもの又は3階以上で床面積が100㎡未満のものは除く。</p>	1 構造設備に危険な箇所はないか。	(1) 区条例26号第5条 (2) 雇児発第1225008号通知第2 (3) 保育所保育指針第3章3、4 (1)イ (4) 東京都受動喫煙防止条例(平成30年東京区条例第75号)	(1) 構造設備に危険な箇所がある。 (2) 備品が損傷して危険である。 (3) 危険物が放置されている。 (4) 構造設備その他にやや危険な箇所がある。	C C C B
		2 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は適切か。	(1) 区条例26号第5条 (2) 保育所保育指針第3章3	(1) 採光・換気等が悪い。	C
		3 保育室、便所等設備が清潔であるか。	(1) 区条例26号第14条 (2) 保育所保育指針第3章3	(1) 衛生上、著しく問題がある。 (2) 衛生管理が不十分である。	C B
		4 施設内にある用具(寝具、遊具等)が清潔であるか。	(1) 区条例26号第14条 (2) 保育所保育指針第3章3	(1) 衛生上、著しく問題がある。 (2) 衛生管理が不十分である。	C B
		5 建築物及び建築設備等の定期検査を行っているか。	(1) 建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)第12条第1項～第4項	(1) 建築物及び建築設備等の定期検査報告を行っていない。	B
(3) 環境衛生の状況	<p>1 飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、かつ衛生上必要な措置を講じなければならないことから、自家水及び受水槽等使用の場合、清浄な飲料水の確保を管理者自らが責任をもって行うこと。</p> <p>100人を超える居住者に地下水(井戸水)を供給する場合は、「専用水道」となり、保健所への確認申請、水道技術管理者の設置、水道事務月報の提出等が義務付けられている。</p> <p>なお、「専用水道」以外の「飲用井戸」の管理については、法的義務はないが「東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」及び「飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱」(東京都)等により、衛生的措置を採るよう努めること。</p>	1 飲用水は衛生的であるか。	(1) 区条例26号第14条	(1) 飲用水が不衛生である。 (2) 飲用水の衛生管理が不十分である。	C B
		2 水道法に基づく水質検査を定期的に行っているか。	(1) 社援施第116号通知 (2) 水道法第20条 (3) 水道法施行規則第15条	(1) 水質検査を定期的に行っていない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
11 災害対策の状況 (1) 管理体制(防火管理者)	2 受水槽の有効容量の合計が10m ³ を超える設備を有する等水道法で規定する簡易専用水道の場合には、次の事項を行う。 (1) 厚生労働大臣が指定する検査機関による検査を年1回実施すること。 (2) 次のような衛生管理を行うこと。 ① 貯水槽の清掃(年1回)(専門の清掃業者に委託)。 ② 給水栓における水の色、濁り、臭い、味、その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、必要な水質検査を行う。 なお10m ³ 以下の小規模給水施設管理者は法的義務はないが、「東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」等により、衛生的措置を採るよう努めること	3 10m ³ を超える簡易専用水道の場合において、法令等に基づいた適正管理衛生確保を図っているか。	(1) 社援施第116号通知 (2) 水道法第34条の2 (3) 水道法施行規則第55条、第56条 (4) 水道法施行令第2条	(1) 10m ³ を超える簡易専用水道の場合において、水道法に定める検査、衛生的管理を実施していない。	B
	3 大量調理施設(同一メニュー1回300食以上または1日750食以上の施設)において、水道事業により供給される水以外の井戸水等を使用する場合には公的検査機関、厚生労働大臣の指定検査機関等に依頼して、年2回以上水質検査を行うこと。	4 大量調理施設において井戸水等の水を使用する場合に、年2回以上水質検査を実施しているか。	(1) 平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」	(1) 年2回以上水質検査を実施していない。	C
	4 浄化槽を使用している場合、放流水の水質検査及び浄化槽の保守点検を定期的に行うことが義務付けられている。	5 浄化槽を使用している場合、定期的な点検及び水質検査を実施しているか。	(1) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第10条、第11条	(1) 浄化槽の定期的な点検及び水質検査を実施していない。	B
	防火管理者は、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、おおむね次の事項について当該防火対象物の管理について権限を有する者の指示を受けて消防計画を作成することとされている。 (1) 選任(解任)・届出 施設においては、防火管理者を選任し、所轄の消防署に遅滞なく届け出なければならない。 (2) 資格 消防法施行令に規定する資格が必要である。 (3) 業務 防火管理者は、防火管理上必要な業務を誠実に遂行するとともに、消防用設備等の点検及び整備、又は適切な防火管理上の指示を与えなければならない。 <業務内容> ① 消防計画の作成 ② 消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施 ③ 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備 ④ 火気の使用又は取扱いに関する監督 ⑤ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ⑥ 収容人員の管理 ⑦ その他防火管理上必要な業務	1 防火管理者を選任し、届け出ているか。【収容人数30人未満の場合は、防火管理上の責任体制が明確にされていることが望ましい。】 2 防火管理者としての業務が適正に行われているか。	(1) 区条例26号第7条 (2) 消防法第8条 (3) 消防法施行令第3条 (4) 消防法施行規則第3条の2 (1) 消防法施行令第3条の2	(1) 防火管理者を選任していない。 (2) 防火管理者の選任を要する場合に、消防への届出をしていない。 (1) 防火管理者としての業務が適正に行われていない。	C B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 防火対策	家庭的保育事業所等のカーテン、敷物等で可燃性のものについては、防災処理を施されたものを使用しなければならない。	1 カーテン、絨毯等は防災性能を有しているか。	(1) 区条例26号第28条 (2) 消防法第8条の3 (3) 消防法施行令第4条の3 (4) 消防法施行規則第4条の3、第5条9項 (5) 社施第107号通知	(1) カーテン、絨毯等が防災性能を有していない。	C
(3) 消防計画等	<p>1 消防計画は、火災等非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るために、その基本となる具体的計画であり、消防法施行規則第3条に定める項目を満たして作成し、所轄の消防署に届け出る必要がある。</p> <p>(1) 消防計画の策定 非常災害時における児童の安全確保を図るためにその基本となる具体的計画を策定しなければならない。なお、消防計画の内容は、消防法令等に定める項目を満たすこと。</p> <p>(2) 消防署への届出 計画策定者は防火管理者であり、消防署に届け出なければならない。</p> <p>2 事業者は、区が作成する地域防災計画を基準として、事業活動に関して震災を防止するための事業所単位の防災計画を作成しなければならない。 ・ 消防計画に、事業所防災計画に規定すべき事項を定めること。</p> <p>3 板橋区地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、区長に報告しなければならない。</p>	1 消防計画、あるいは、これに準ずる非常災害に対する具体的な計画を作成しているか。	(1) 区条例26号第7条 (2) 消防法第8条 (3) 消防法施行令第3条の2 (4) 消防法施行規則第3条	(1) 消防計画又はこれに準ずる非常災害に対する具体的な計画を作成していない。	C
		2 消防計画を所轄消防署に届出しているか。	(1) 消防法施行令第3条の2	(1) 消防計画を届け出していない。 (2) 変更を届け出していない。	C B
		3 事業所防災計画を作成しているか。	(1) 震災対策条例第10条 (2) 東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京区条例第17号）第4条第4項 (3) 社施第5号通知 (4) 消防庁告示第2号	(1) 事業所防災計画を作成していない。 (2) 事業所防災計画の内容に不備がある。	C B
(4) 消防署の立入検査	消防法第4条に基づく消防署の立入検査の結果による指示事項については、施設として速やかに指示事項を改善すること。	1 避難確保計画を作成し、区長に報告しているか。	(1) 水防法第15条の3第1項、第2項 (2) 土砂災害防止法第8条の2第1項、第2項	(1) 避難確保計画を作成していない。 (2) 区長に報告していない。	B B
		1 消防署の立入検査の指示事項について改善しているか。	(1) 消防法第4条	(1) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善がされていない。 (2) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善が不十分である。	B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 防災訓練等	<p>1 非常災害に平穏かつ迅速に対応するには、平素からの訓練が大切である。家庭的保育事業者等は避難及び消火に対する訓練を、月1回以上実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難及び消火訓練を毎月1回以上実施すること(図上訓練は含まない)。 ・消防計画に沿った訓練が定期的に行われること。 ・訓練を実施するときは、あらかじめ、消防機関に通知しておくこと。 ・原則として、訓練は全職員が参加して実施すること。 ・避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。 ・訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にする。 <p>なお、防災訓練については、少なくとも年1回は引渡し訓練を含んだものを行うよう努めること。この場合、降園時間などを活用して保護者の負担をできるかぎり少なくするよう配慮すること。</p> <p>また、災害発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との連携に努めるとともに、連絡体制や引渡し方法等について確認しておくこと。</p>	1 避難・消火・通報訓練を法令・通達で定められているとおり実施しているか。	(1) 消防法施行令第3条の2第2項 (2) 保育所保育指針第3章4(2)イ、ウ (3) 区条例26号第7条	(1) 毎月避難及び消火訓練を実施していない。 (2) 実施方法が不適切である。	C B
		2 地域の関係機関や保護者との連携の下に避難訓練を実施しているか。	(1) 保育所保育指針第3章4(3)イ	(1) 地域の関係機関や保護者との連携の下に避難訓練を実施していない。	B
		3 地震想定訓練を実施しているか。	(1) 社施第5号通知 (2) 社施第59号通知 (3) 社施第121号通知	(1) 地震想定訓練を実施していない。	B
(6) 災害発生時への備え	<p>2 実施状況の記録は、実地の反省及び今後の訓練等の貴重な資料となるので、訓練目標、災害種別、訓練方法及びその状況、所要時間、講評等について、できるだけ詳細に記録する必要がある。</p> <p>訓練方法については、実効ある訓練を確保する見地から、災害発生時の想定時間、発生場所等が十分に検討されたものであるかどうか確認し、訓練そのものが惰性的なものにならないようにする。</p>	4 訓練結果の記録を整備しているか。	(1) 消防法施行規則第4条の2の4第2項 (2) 火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)第55条の4第2項	(1) 訓練記録が整備されていない。 (2) 訓練記録が不十分である。	B B
		5 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、区長へ報告しているか。	(1) 水防法第15条の3第5項 (2) 土砂災害防止法第8条の2第5項	(1) 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施していない。 (2) 区長に報告していない。	B B
		1 災害の発生に備え、マニュアルを作成しているか。	(1) 保育所保育指針第3章4(2)ア (2) 雇児総発0909第2号通知	(1) 災害発生に備えたマニュアルを作成していない。	B
(6) 災害発生時への備え	<p>①保育所の立地条件や規模、地域の実情等を踏まえた上で、地震や火災などの災害が発生した時の対応等について各保育所でマニュアルを作成し、保育所の防災対策を確立しておく必要がある。</p> <p>②地域の関係機関及び関係者との連携については、区市町村の支援の下、連絡体制の整備をはじめ地域の防災計画に関連した協力体制を構築していくことが重要である。各関係機関等とは、定期的に行う避難訓練への協力なども含め、地域の実情に応じて必要な連絡や協力が得られるようにしておくことが重要である。</p>	2 地域の関係機関と日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めているか。	(1) 保育所保育指針第3章4(3)イ (2) 雇児総発0909第2号通知	(1) 地域の関係機関と日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めていない。	B
		<p>また、家庭的保育事業者は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p><参考> 令和4年12月23日付厚生労働省事務連絡「児童福祉施設等における業務継続計画等について」</p>			

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価	
(7) 保安設備	1 家庭的保育事業者等においては、消火器等の消火器具非常口その他非常災害に必要な設備を設け、これに対する日常的な点検を怠らないようにする。	1 消防用設備等の点検及び報告をしているか。	(1) 消防法第17条の3の3	(1) 消防用設備等の点検及び報告をしていない。	B	
		2 消防用設備等の自主点検をしているか。	(1) 消防法施行令第3条の2第2項、第4項 (2) 社施第59号通知6	(1) 消防用設備等の自主点検をしていない。	B	
		3 点検後の不良箇所を改善しているか。	(1) 社施第59号通知6	(1) 不良箇所の改善を行っていない。	B	
		4 避難器具を設置しているか。	(1) 区条例26号第22条、28条、32条、33条、38条、43条、48条 (2) 消防法施行令第25条	(1) 避難器具が未設置である。	B	
	2 非常警報器具又は非常警報設備の設置 (1) 区条例による設置 3階以上の保育所 (2) 消防法施行令による設置 ① 非常警報設備(非常ベル、自動式サイレン、放送設備) 収容人員50人以上の場合に設置 ただし、自動火災報知設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。 ② 非常警報器具(警鐘、手動式サイレン、その他) 収容人員20人以上50人未満のとき ただし、自動火災報知設備又は非常警報設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。	5 非常警報器具又は非常警報設備を設置しているか。	(1) 区条例26号第22条、28条、32条、33条、38条、43条、48条 (2) 消防法施行令第24条	(1) 非常警報器具等が未設置である。 (2) 整備が不十分である。	C B	
		3 消防機関へ通報する設備等の設置 (1) 区条例による設置 ① 消防機関へ火災を通報する設備 3階以上の保育所 (2) 消防法施行令による設置 ① 自動火災報知機設備 延面積が300㎡以上の防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものはすべて) ② 消防機関へ通報する火災報知設備 延面積が500㎡以上の防火対象物 ③ 漏電火災報知機 特定の場所を準不燃材以外の材料で造った場合であって、延面積が300㎡以上又は契約電気量50Aを超える場合	6 消防機関へ火災を通報する設備を設置しているか。	(1) 区条例26号第28条、32条、33条、43条、48条 (2) 雇児発第1225008号通知 (3) 消防法施行令第23条	(1) 火災通報設備が未設置である。 (2) 整備が不十分である。	C B
			7 自動火災報知機等を設置しているか。	(1) 消防法施行令第21条、第22条	(1) 自動火災報知機等が未設置である。 (2) 整備が不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(8) 安全対策	<p>法人及び施設管理者並びに従事者は、児童の安全の確保について、特別の注意を有し、日常の安全管理と緊急時の安全確保に努めなければならない。</p> <p>外部からの不審者等の侵入防止、事故発生時等の適切な救命措置、その他重大事故等のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の共通理解を図り、役割を明確にし、協力体制をとる。 ・ 施設設備面の安全確保を図り、点検する。 ・ 関係機関や地域との連携を図る。 ・ 送迎バス等一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、安全運転管理者の選任等を行う。 <p>1 安全計画 家庭的保育事業者等は、児童の安全を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、児童等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な安全措置を講じなければならない。 策定した安全計画について、家庭的保育事業者等は、職員に周知し、研修や訓練を定期的に行うなければならない。 家庭的保育事業者等は、児童の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等を周知しなければならない。 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>2 自動車を運行する場合の所在の確認 家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際の所在の確認を行わなければならない。 参考「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」(令和4年12月20日 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ編)</p>	<p>1 安全対策について、必要な措置を講じているか。</p> <p>2 安全計画を策定しているか。</p> <p>3 安全計画に定める研修及び訓練を定期的に行っているか。</p> <p>4 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。</p> <p>5 「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合している見落とし防止装置が設置されているか。</p> <p>6 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っているか。</p>	<p>(1) 区条例26号第7条の2 (2) 保育所保育指針第3章3(2)、第3章4(1)、(2)、(3) (3) 雇児総発第402号通知 (4) 道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)第74条の3 (5) 道路交通法施行規則(昭和35年12月3日総理府令第60号)第9条の9、10</p> <p>(1) 区条例26号第7条の2</p> <p>(1) 区条例26号第7条の3</p>	<p>(1) 安全対策について、必要な措置を講じていない。 (2) 安全対策について、必要な措置が不十分である。</p> <p>(1) 安全計画を策定していない。</p> <p>(1) 安全計画に定める研修及び訓練を実施していない。</p> <p>(1) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していない。</p> <p>(1) 送迎用バスに見落とし防止装置が設置されていない。 (1) 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っていない。</p>	<p>C B C C C C C</p>

保 育 内 容 編

目 次

1	保育の状況	1
(1)	保育所保育に関する基本原則	1
(2)	人権の尊重	2
(3)	養護に関する基本的事項	3
(4)	全体的な計画の作成	3
(5)	指導計画の作成	3
(6)	指導計画の展開	4
(7)	保育内容等の評価	5
(8)	保育の体制	6
(9)	保育の体制	7
(10)	保護者との連携	7
(11)	連携施設	8
2	食事の提供の状況	10
(1)	食事提供	10
(2)	食育計画	11
(3)	食事計画と献立業務	11
(4)	食事の提供	13
(5)	衛生管理	14
(6)	営業の届出等（集団給食施設） 【1回20食以上の食事を供給する場合に限る】	16
(7)	調理業務委託	16
(8)	食事の外部搬	17
3	健康・安全の状況	18
(1)	保健計画	18
(2)	児童健康診	18
(3)	健康状態の把握	18
(4)	虐待等への対応	19
(5)	疾病等への対応	19
(6)	乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	21
(7)	児童の安全確保	22

[凡例]

以下の関係通知等を略称して次のように表記する。

	関係法令及び通知等	略称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	平成26年10月23日板橋区条例第26号「板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」	区条例26号
3	令和4年6月13日区長決定「板橋区家庭的保育事業等認可等事務取扱要綱」	事務取扱要綱
4	平成28年11月30日「板橋区居宅訪問型保育事業実施要綱」	居宅訪問型要綱
5	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
6	平成30年3月30日子保発0330第2号「保育所保育指針の適用に関する留意事項について」	子保発0330第2号通知
7	令和7年3月21日こ成事第175号、こ支総第50号「児童福祉行政指導監査の実施について」(準用)	こ成事175号通知
8	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待の防止等に関する法律
9	令和2年2月14日子保発0214第1号「保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について」	子保発0214第1号通知
10	令和3年3月19日子発0319第1号「保育所等における短時間勤務の保育士の導入について」	子発0319第1号通知
11	平成17年6月17日法律第63号「食育基本法」	食育基本法
12	平成16年3月29日雇児保発第0329001号「保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる食育)に関する取組の推進について」	雇児保発第0329001号通知
13	令和2年3月31日子発0331第1号、障発0331第8号「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」	子発0331第1号通知
14	令和3年4月1日子保発0401第2号「第4次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について」	子保発0401第2号通知
15	令和2年3月31日子母発0331第1号「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」	子母発0331第1号通知

16	令和2年1月21日厚生労働省告示第10号「食事による栄養摂取量の基準」	食事による栄養摂取量の基準
17	平成13年8月1日雇児総発第36号「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」	雇児総発第36号通知
18	平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」	社援施第65号通知
19	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
20	昭和41年7月27日児発第470号「児童福祉施設等における赤痢対策の推進について」	児発第470号通知
21	昭和39年8月1日児発第669号「児童福祉施設等における衛生管理の強化について」	児発第669号通知
22	平成8年6月18日社援施第97号「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」	社援施第97号通知
23	平成8年8月8日児企第26号「腸管出血性大腸菌感染症の指定伝染病への指定等に伴う保育所等における対応について」	児企第26号通知
24	平成14年8月2日法律第103号「健康増進法」	健康増進法
25	平成15年5月1日規則第153号「健康増進法施行細則」	健康増進法施行細則
26	昭和22年12月24日法律第233号「食品衛生法」	食品衛生法
27	昭和23年7月13日厚生省令第23号「食品衛生法施行規則」	食品衛生法施行規則
28	令和2年8月5日薬生食監発0805第3号「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」	薬生食監発0805第3号通知
29	平成20年3月7日雇児総発第0307001号、社援基発0307001号、障企発第0307001号、老計発第0307001号「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」	雇児総発第0307001号通知
30	平成8年7月25日社援施第117号「社会福祉施設における保存食の保存期間等について」	平成8年社援施第117号通知
31	平成10年2月18日児発第86号「保育所における調理業務の委託について」(準用)	児発第86号通知
32	昭和33年4月10日法律第56号「学校保健安全法」	学校保健安全法

33	昭和33年6月10日政令第174号「学校保健安全法施行令」	学校保健安全法施行令
34	昭和33年6月13日文部省令第18号「学校保健安全法施行規則」	学校保健安全法施行規則
35	昭和58年4月21日児発第284号「保育所における嘱託歯科医の設置について」	児発第284号通知
36	平成31年3月29日東京都条例第50号「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」	東京都子供への虐待の防止等に関する条例
37	平成31年2月28日府子本第189号、30文科初第1616号、子発0228第2号、障発0228第2号「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」	子発0228第2号通知
38	平成31年2月28日府子本第190号、30文科初第1618号、子発0228第3号、障発0228第3号「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」	子発0228第3号通知
39	平成17年2月22日健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」	雇児発第0222001号通知
40	平成16年1月20日雇児発第0120001号、障発第0120005号「児童福祉施設等における衛生管理等について」	雇児発第0120001号通知
41	平成28年3月23日27福保子保第3650号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について(通知)」	27福保子保第3650号通知
42	平成30年10月12日30福保子保第3635号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について(通知)」	30福保子保第3635号通知
43	令和6年2月8日5福祉子保第3004号「保育施設における睡眠時の安全管理の徹底について(通知)」	5福祉子保第3004号通知
44	昭和46年7月31日児発第418号「児童福祉施設における事故防止について」(準用)	児発第418号通知
45	令和4年6月13日府子本679号、4初幼教第9号、子少発0613第1号、子保発0613第1号「教育・保施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止について(通知)」	府子本第679号通知
46	昭和57年7月2日57福児母第353号「保育所における事故防止について」	都第353号通知
47	令和8年3月30日こ成安第45号、7教参学第52号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第45号通知
48	令和8年4月1日8福祉子保第19号「特定教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	8福保子保第19号通知
49	平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」(準用)	雇児総発第402号通知

50	令和8年3月30日こ成安第46号、7教参学第53号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」	重大事故の再発防止のための事後的な検証通知
51	令和7年9月16日こ成基第213号、こ成保第533号、こ成母第2065号、こ支家第381号、こ支障第352号、7初幼教第5号「保育所等における低年齢児の健康診断について」	こ成保第533号通知

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>1 保育の状況</p> <p>(1) 保育に関する基本原則</p>	<p>(役割) 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業を行う者(以下、家庭的保育事業者等という。)は、区条例第26号第25条の定めにより、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針(=保育所保育指針)に準じ、各事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>(目標) 家庭的保育事業者等が設置運営する施設(以下、「施設」という。)は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、施設における保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。</p> <p>乳児保育では、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちを通じ合う」及び精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」を目指す。</p> <p>1歳以上児では、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」を目指す。</p> <p>施設は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、その特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。</p> <p>(方法) 保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。</p> <p>① 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。</p> <p>② 子ども生活のリズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。</p> <p>③ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。</p> <p>④ 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。</p>	<p>1 保育の内容は適切か。</p>	<p>(1) 区条例第26号第5条、第8条、第25条ほか (2) 保育所保育指針第1章、第2章 (3) 成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](3)</p>	<p>(1) 保育の内容が適切でない。 (2) 保育の内容が不十分である。</p>	<p>C B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2)人権の尊重	<p>⑤ 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。</p> <p>⑥ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭状況等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。</p> <p>(環境) 保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。</p> <p>(社会的責任) 施設は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 施設は、入所する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。</p>				
ア 人格を尊重した保育	<p>家庭的保育事業者等は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。</p> <p>一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができ、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれるようにすること。</p> <p>家庭的保育事業等における保育士は、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育すること。</p>	1 子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。	(1) 区条例26号第5条 (2) 保育所保育指針第1章1(1)ア、エ、(5)ア、2(2)イ(ア)②、③	(1) 子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っていない。 (2) 子ども一人一人の人格を尊重した保育が不十分である。	C B
イ 虐待等の行為	<p>家庭的保育事業者等の職員は、入所中の児童に対し、次に掲げる行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、小規模保育事業所等に通う他の児童による①、②又は④までに掲げる行為の放置その他の施設職員としての養育又は業務を著しく怠ること。</p> <p>④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>(参考)保育所や幼稚園等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和7年8月改訂 子ども家庭庁、文部科学省)</p>	1 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 区条例26号第12条 (2) 児童福祉法33条の10第1項各号、11 (3) 保育所保育指針第1章1(1)ア、エ、(5)ア	(1) 心身に有害な影響を与える行為をしている。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 利用児童の平等取扱い	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 児童の状況によって、差別的取扱いをしていないか。	(1) 区条例26号第11条	(1) 差別的な取扱いをしている。	C
(3) 養護に関する基本的事項	(理念) 保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、家庭的保育事業者等における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。	1 養護の内容は適切か。	(1) 区条例26号第5条 (2) 保育所保育指針第1章2 (3) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](3)	(1) 養護の内容が適切でない。 (2) 養護の内容が不十分である。	C B
(4) 全体的な計画の作成	家庭的保育事業者等は、保育所保育指針第1章1の(2)に示した保育の目標を達成するため、各施設の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。 全体的な計画は、施設の保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各施設が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。	1 全体的な計画を作成しているか。 2 全体的な計画の内容は十分か。	(1) 保育所保育指針第1章3 (1)ア、イ、ウ (2) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](3)	(1) 全体的な計画を作成していない。 (2) 全体的な計画の内容が不十分である。	C B
(5) 指導計画の作成					
ア 指導計画の構成	家庭的保育事業者等は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。	1 長期的な指導計画を作成しているか。 2 短期的な指導計画を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3 (2)ア (2) 保育所保育指針第1章3 (2)ア	(1) 長期的な指導計画を作成していない。 (2) 短期的な指導計画を作成していない。	C C
イ 作成上の留意事項	子ども一人一人の発達過程や状況を十分踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。 (1) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。 (2) 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。 (3) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。	1 3歳未満児について、個別的な指導計画を作成しているか。 2 個別的な指導計画の内容は十分であるか。	(1) 保育所保育指針第1章3 (2)イ(ア)、(イ)、(ウ)	(1) 3歳未満児について、個別的な指導計画を作成していない。 (1) 個別的な指導計画の内容が不十分である。	B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ ねらい及び内容、環境構成	指導計画においては、施設の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。 また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにする。	1 具体的なねらい及び内容が設定されているか。 2 具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)ウ	(1) 具体的なねらい及び内容が設定されていない。 (2) 具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定していない。	B B
エ 生活リズムの調和	1日の生活リズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。	1 生活リズムの調和を図るよう配慮しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)エ	(1) 生活リズムの調和を図るよう配慮していない。	B
オ 午睡の環境確保と配慮	午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。	1 午睡等の適切な休息をとっているか。 2 安全な睡眠環境を確保しているか。 3 一律とならないよう配慮しているか。	(1) 区条例26号第25条ほか (2) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)④第1章2(2)イ(イ)④第1章3(2)オ	(1) 午睡等の適切な休息をとっていない。 (2) 安全な睡眠環境を確保していない。 (3) 一律とならないよう配慮していない。	C B B
カ 長時間にわたる保育	長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけること。	1 長時間にわたる保育について、保育の内容等を指導計画に位置づけ、適切に対応しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)カ	(1) 長時間にわたる保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。	B
キ 障害のある子どもの保育	障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。	1 障害のある子どもの保育について、発達過程や障害の状態を把握し、指導計画の中に位置づけ、適切に対応しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)キ第3章2(2)ウ第4章2(2)イ	(1) 障害のある子どもの保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。 (2) 障害のある子どもの保育について、家庭や専門機関との連携が不十分である。	B B
(6) 指導計画の展開	1 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。 ① 施設長、保育士など全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。 ② 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。 ③ 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。	1 指導計画に基づく保育が十分であるか。	(1) 保育所保育指針第1章3(3)ア、イ、ウ	(1) 指導計画に基づく保育が不十分である。 (2) 職員による役割分担と協力体制が不十分である。	B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7)保育内容等の評価	2 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。	2 指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図っているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(3)エ、(5)イ	(1) 指導計画に基づく保育の内容の見直し、改善が不十分である。	B
	3 保育日誌は、保育の過程(全体的な計画・指導計画に基づく保育集団の状況)の記録である。保育の実践を正確に把握し、指導計画に基づく保育の内容の見直し等を行うための重要な記録簿である。また、特に心身の発育・発達が顕著な乳児等の個人別記録は、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即した個別的な指導計画を作成するための重要な資料である。なお、合同保育を行っている場合には合同保育日誌の作成が必要である。	3 保育日誌を作成しているか。 4 保育日誌の記録は十分か。	(1) 保育所保育指針第1章3(3)エ (2) 区条例26号第19条	(1) 保育日誌を作成していない。 (2) 保育日誌の記録が不十分である。	C B
	1 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。	1 保育士等の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行っているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(4)ア、(5)	(1) 保育士等の自己評価を行わず、専門性の向上や保育実践の改善を行っていない。	B
	① 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組み過程などにも十分配慮するよう留意すること。 ② 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。				
2 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 家庭的保育事業者等の自己評価は、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえて行い、結果を公表するよう努めなければならない。 自己評価を行うに当たっては、地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むよう留意すること。	2 家庭的保育事業者等の自己評価を行っているか。	(1) 区条例26号第5条 (2) 保育所保育指針第1章3(4)イ、(5)第5章1(2)	(1) 家庭的保育事業者等の自己評価を行っていない。	C	
3 家庭的保育事業者等は、評価の結果を踏まえ、当該施設の保育の内容等の改善を図ること。 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。 参考 保育所における自己評価ガイドライン(令和2年3月厚生労働省)	3 評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っているか。		(2) 評価結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っていない。	B	

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>(8)保育の体制</p> <p>ア 保育時間、開所時間及び開所日数</p>	<p>家庭的保育事業等における保育時間は、原則として一日につき8時間とし、入所している子どもの保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮し、これを定めること。</p> <p>小規模保育事業所及び事業所内保育事業所の開所時間は、原則として午前7時15分から午後6時15分とし、居宅訪問型保育事業の実施時間は10時間以上とする。</p> <p>小規模保育事業所及び事業所内保育事業所の休業日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (4) その他区長が特に必要と認めた日</p> <p>小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、保育を必要とする子どもを日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設であり、理由なく休所することは許されない。このため、保育を必要とする子どもがいるにもかかわらず、保育時間を短縮し、個別的な配慮をすることなく一斉に降園させることも認められない。また、家庭保育を依頼することも適切ではない。</p> <p>休所又は一部休所(保育所としては開所しているが、一部の児童を休ませている場合をいう。)の理由とは、</p> <p>(1) 感染症の疾患 (2) 非常災害の発生 (3) 「警戒宣言」の発令などである。</p> <p>居宅訪問型保育事業の休業日は、次に掲げる日とする。ただし、居宅訪問型保育事業については、児童及び児童及び保護者の状況を勘案し、事業者が定めることができる。</p> <p>(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (4) その他区長が特に必要と認めた日</p>	<p>1 保育時間、開所・閉所時間、開所日が適切に設けられているか。</p>	<p>(1) 児童福祉法第39条 (2) 区条例26号第24条ほか (3) 事務取扱要綱第8条 (4) 居宅訪問型要綱第5・6条</p>	<p>(1) 休所又は一部休所している。</p> <p>(2) 保育を必要とする子どもがいるにもかかわらず、保育時間を短縮している。</p> <p>(3) 保育時間を定めるに当たって保護者の労働時間等を考慮していない。</p> <p>(4) 区要綱に定める開所時間が確保されていない。</p> <p>(5) 家庭保育を依頼している。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 保育従事職員の配置 【家庭的保育事業、小規模保育事業C型、居宅訪問型保育事業を除く。】	<p>実際の保育にあたり配置する保育士(小規模保育事業B型においては保育従事者)の数は、現に登園している乳幼児数に対して、区条例等の職員配置基準数以上とし、算定した員数が1人の場合でも開所時間中は常勤保育士を含む2人以上を配置すること。(児童がいない場合は、子保発0214第1号参照。)</p> <p>保育に直接従事する職員は、利用乳幼児を長時間にわたって保育できる常勤の職員をもって確保することを基本とする。 ただし、本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、利用児童の処遇水準の確保が図られる場合で、常勤職員に代えて短時間勤務の職員(常勤以外の職員をいう。以下同じ。)を充てる場合の勤務時間数が、常勤職員を充てる場合の勤務時間数を上回っている場合には、職員の一部に短時間勤務の職員を充てても差し支えない。 なお、この適用にあつては、乳幼児の発達に応じた組やグループ編成を明確にすること。 ・各組やグループの担任は、原則、常勤かつ専任の職員であること。 ・常勤保育士が各組や各グループに1人以上(乳児を含む各組や各グループであつて当該組・グループに係る職員配置基準上の定数が2人以上の場合は2人以上。)配置すること。 ・設置者が、常勤以外の職員についても指揮命令権を有すること。</p>	1 保育従事職員を適正に配置しているか。	<p>(1) 区条例26号第29条、31条、44条、47条、付則第6条～第9条</p> <p>(2) 事務取扱要綱第6条</p> <p>(3) 子保発0214第1号</p> <p>(4) 令和3年3月19日子発第1号「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」(準拠)</p> <p>(5) 平成28年2月18日雇児発0218第2号「保育所等における保育士配置に係る特例について」(準拠)</p>	<p>(1) 保育従事職員を常時2人以上配置していない。</p> <p>(2) 必要とする資格の職員を配置していない。</p> <p>(3) 短時間勤務の職員を充てる場合の勤務時間数が、常勤職員を充てる場合の勤務時間数を下回っている。</p> <p>(4) 常勤保育士を必要数配置していない。</p> <p>(5) その他、不適正な事項がある。</p>	C C C C C
(9)整備すべき帳簿	<p>1 児童出欠簿は、入退所の状況又は各種報告の基礎になるものであり、全ての児童について毎日正確に記録し、また、常に保管場所を明らかにしておく必要がある。</p> <p>2 児童票には、個々の児童の状態を把握するものとして児童の保育経過記録と、児童の保育上必要な最低限の家庭の状況等の参考記録が必要である。</p>	<p>1 児童出欠簿を作成しているか。</p> <p>2 児童票を作成しているか。</p>	<p>(1) 区条例26号第19条</p> <p>(1) 区条例26号第19条</p> <p>(2) 保育所保育指針第1章3(3)エ</p>	<p>(1) 児童出欠簿を作成していない。</p> <p>(2) 児童出欠簿の記録が不十分である。</p> <p>(1) 児童票を作成していない。</p> <p>(2) 児童票の記録が不十分である。</p>	C B C B
(10)保護者との連携	<p>家庭的保育事業所の責任者は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとるとともに、保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。 そのための手段や機会として、3歳未満児については連絡帳を活用する等、年齢や発達状況に応じて内容や実施方法を工夫することが望まれる。</p>	1 保護者との連携は十分か。	<p>(1) 区条例26号第5条、26条ほか</p> <p>(2) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)第2章1(3)、4(3)第3章1(1)、(3)第4章2(1)ア</p> <p>(3) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](3)</p>	<p>(1) 保護者との連絡体制ができていない。</p> <p>(2) 保護者との連絡が不十分である。</p> <p>(3) 緊急時の連絡先の把握が不十分である。</p>	C B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(11)連携施設	<p>1 家庭的保育事業者等(「居宅訪問型保育事業者」を除く。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>【連携施設における連携協力】</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2 区長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1)家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力を適切に確保すること。</p> <p>(2)次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</p>	<p>【経過措置】</p> <p>区条例26号付則第3条により、家庭的保育事業者等の連携施設確保については、確保が著しく困難であって、適切な支援を行うことができる」と区が認める場合に、令和11年度までは適用しないことができる。</p> <p>1 第6条第1項第1号に掲げる連携協力を行う連携施設を確保しているか。</p> <p>1 保育内容支援連携協力を適切に確保しているか。</p> <p>2 それぞれの役割の分担と責任の所在を明確化しているか。</p> <p>3 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられているか。</p> <p>1 保育内容支援連携協力者を設定している場合、要件に合致しているか。</p>	<p>(1) 区条例26号第6条、付則第3条</p> <p>(1) 区条例26号第6条</p> <p>(1) 区条例26号第6条</p>	<p>【経過措置期間終了まで、検査対象外】</p> <p>(1) 第6条第1項第1号に掲げる連携協力を行う連携施設を確保していない。</p> <p>(1) 保育内容支援連携協力を適切に確保していない。</p> <p>(2) それぞれの役割の分担と責任の所在を明確化していない。(書面での取り決めが望ましい。)</p> <p>(3) 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていない。(書面での取り決めが望ましい。)</p> <p>(1) 保育内容支援連携協力者を設定している場合、要件に合致していない。</p>	<p>(B)</p> <p>(B)</p> <p>(B)</p> <p>(B)</p> <p>(B)</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>4 区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1)家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと区長が認めること。 ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>(2)区長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</p> <p>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</p> <p>(1)家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等 (2)事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると区が認める者</p> <p>6 区長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>7 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。) (2)法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</p>	<p>1 家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難である場合、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしているか。</p> <p>(1)家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと区長が認めること。 ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>(2)区長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</p> <p>1 代替保育連携協力者を設定している場合、要件に合致しているか。</p> <p>1 事業実施場所以外での代替保育提供⇒小規模A型、小規模B型、事業所内保育事業 2 事業実施場所での代替保育提供⇒1と同等の能力を有すると区が認める者</p> <p>第6条第1項第3号に掲げる連携協力を行う連携施設の確保が難しい場合に、連携協力を行う者が適切に確保されているか。</p> <p>1 認可外保育施設のうち、法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(入所定員20人以上) 2 認可外保育施設のうち、区の補助を受けている施設(入所定員20人以上)</p>	<p>(1) 区条例26号第6条</p> <p>(1) 区条例26号第6条</p> <p>(1) 区条例26号第6条</p> <p>(1) 区条例26号第6条</p>	<p>(1) 家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合、要件をいずれも満たしていない。(書面での取り決めが望ましい。)</p> <p>(1) 代替保育連携協力者を設定している場合、要件に合致していない。</p> <p>(1) 第6条第1項第3号に掲げる連携協力を行う連携施設の確保が難しい場合に、連携協力を行う者が適切に確保されていない。</p>	<p>(B)</p> <p>(B)</p> <p>(B)</p> <p>(B)</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
2 食事の提供の状況	<p>(特性を生かした食育) 子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。</p> <p>家庭的保育事業における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標としており、子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものである。</p> <p>(食育の環境の整備等) 日々提供される食事について、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、子どもや保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる「食育」の実践に努めること。</p> <p>子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。</p> <p>ゆとりある時間と、採光や安全性の高い食事の空間を確保し、温かい雰囲気になるよう配慮すること。テーブル、椅子、食器や食具の材質や形などは子どもの発達に応じて選択し、食べる場に温かみを感じることができるよう配慮すること。</p> <p>保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、区の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。</p> <p>参考「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」(子ども家庭庁)、「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」(厚生労働省)</p>		<p>(1) 区条例26号第15、16条 (2) 保育所保育指針第3章2 (3) 子発0331第1号通知 (4) 食育基本法 (5) 雇児保発第0329001号通知</p>		
(1)食事提供	<p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所内で調理する方法(区条例26号第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。 ※あらかじめ搬入施設を区に届け出て、区が認めた場合を除く。</p>	<p>1 施設内の調理室で調理しているか。施設内で調理していない場合は、その根拠が適切か。</p>	(1) 区条例26号第15条	(1) 自園調理していない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2)食育計画	<p>乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>作成に当たっては、柔軟で発展的なものとなるように留意し、同時に、各年齢を通して一貫性のあるものとする必要がある。</p> <p>食育の計画を踏まえて実践が適切に進められているかどうかを把握し、次の食育の資料とするため、その経過や結果を記録し、自己の食育実践を評価し、改善するように努めることが必要である。</p>	1 食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成しているか。	(1) 区条例26号第15条 (2) 保育所保育指針第3章2(1)ウ (3) 雇児保発第0329001号通知 (4) 子保発0401第2号通知	(1) 食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成していない。	B
(3)食事計画と献立業務 ア 食事計画	<p>1 食事の提供に当たっては、子どもの発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての計画(以下「食事計画」という。)を立てること。食事計画について、「食事による栄養摂取量の基準」を活用する場合には、園や子どもの特性に応じた適切な活用を図ること。</p> <p>2 子どもの性、年齢、発育・発達状況、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー及び栄養素の量(以下「給与栄養量」という。)の目標を設定するよう努めること。</p> <p>昼食など1日のうち特定の食事を提供する場合には、対象となる園児の生活状況や栄養摂取状況を把握、評価した上で、1日全体の食事に占める特定の食事から摂取されることが適当とされる給与栄養量の割合を勘案し、その目標を設定するよう努めること。</p> <p>3 献立作成、調理、盛りつけ・配膳、喫食等各場面を通して関係する職員が多岐にわたることから、定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図るとともに、常に施設全体で、食事計画・評価を通して食事の提供に係る業務の改善に努めること。</p>	<p>1 食事による栄養摂取量の基準を活用した食事計画を策定しているか。</p> <p>2 給与栄養量の目標を設定しているか。</p> <p>3 定期的に施設長を含む関係職員が参加の上、給食(献立)会議等による情報の共有を図っているか。</p>	<p>(1) 区条例26号第15条 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知 (4) 食事による栄養摂取量の基準</p> <p>(1) 区条例26号第15条 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知</p> <p>(1) 子母発0331第1号通知3 (2)</p>	<p>(1) 食事による栄養摂取量の基準を活用した食事計画を策定していない。</p> <p>(1) 給与栄養量の目標を設定していない。</p> <p>(1) 定期的に施設長を含む関係職員参加の上、給食(献立)会議による情報の共有を図っていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 献立の作成	<p>施設において、児童に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに児童の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によらなければならない。</p> <p>献立作成に当たっては、児童の食に関する嗜好や体験が広がりかつ深まるよう、季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、多様な食品や料理の組み合わせにも配慮すべきであり、簡易な食事の提供は認められない。簡易な食事の提供とは、米飯の外注・既製品の多用・副食の一部外注のほか、パンと牛乳・カップラーメンなどの調理の手間を省いている食事をいう。</p> <p>献立作成に当たっては、子どもの咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮すること。</p> <p>日々提供される食事については、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、子どもや保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる食育の実践に努めること。</p> <p>例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満、3歳以上児の区分がある。 ・2週間周期以上の献立となっている。 ・誕生会、行事食等が盛り込まれている。 ・四季に応じた食品が使用されている。 	1 献立を適切に作成しているか。	(1) 区条例26号第15条 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知	<p>(1) 献立を作成していない。</p> <p>(2) 予定献立を保護者に提示していない。</p> <p>(3) 責任者の関与がない。</p> <p>(4) 簡易な食事の提供の回数が著しく多い、又は継続している。</p> <p>(5) 献立が季節感などを考慮した変化に富む内容になっていない。</p> <p>(6) 既製品（インスタント食品・市販の調理済み製品等）の使用が随所にみられる。</p> <p>(7) おやつが甘味品・菓子類に偏っている。</p>	C C B C B B B
ウ 給食材料の用意、保管	<p>献立表で計画されたメニューを可能な限り正確に実施するには、日々食数を把握し、必要量を購入することになる。そして、食品購入（の手続き）受払等は、適切に管理、把握しなければならない。給食規模の大小にかかわらず、発注・払出は伝票等により把握すること。</p> <p>原料食品の購入に当たっては、品質、鮮度、汚染状態等に留意する等検収を確実に実施し、事故発生の防止に努めること。</p>	1 給食材料を適切に用意、保管しているか。	(1) 区条例26号第15条 (2) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第2[共通事項] (3) 雇児総発第36号通知 (4) 社援施第65号通知 (4) 社援施第97号通知	<p>(1) 正当な理由なく献立に従って食品を購入していない。</p> <p>(2) 数量に大幅な違いがみられる。</p> <p>(3) 発注書・納品書がない、又は不十分である。</p> <p>(4) 発注に当たって責任者の関与がない。</p> <p>(5) 食品材料の検収を全く行っていない。</p> <p>(6) 在庫食品の受払を把握していない、又は不十分である。</p>	C C B B C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4)食事の提供 ア 献立に基づく提供	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	1 あらかじめ作成された献立に従って食事を提供しているか。 2 食事の提供に関する記録(給食日誌、実施献立等)を作成しているか。	(1) 区条例26号第15条 (2) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](4)	(1) 正当な理由なく、献立に従って食事を提供していない。 (2) 食事の提供に関する記録を作成していない。 (3) 実施献立の記載内容が不十分である。	C C B
イ 児童の状況に応じた配慮	1 一人一人の子どもの生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事が取れるようにすること。 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。 2 「食事による栄養摂取量の基準」は、乳児、1～2歳児、3～5歳児の各段階で給与栄養目標量を定めているが、3歳未満児は食品の種類・調理方法に児童の身体的状況及び発達段階での咀嚼力向上について考慮する必要がある。 (乳児) 乳児の食事は、個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しめるよう配慮すること。 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、保育所保育指針第3章に示す事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。 (1歳以上3歳未満児) 1歳以上3歳未満児の食事は、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。また、基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、家庭との適切な連携の下で行うようにすること。 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆったりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。 参考 「授乳・離乳の支援ガイド」(厚生労働省)	1 児童の状況に応じた配慮をしているか。 2 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮をしているか。	(1) 区条例26号第15条 (2) 保育所保育指針第1章2(2)イ(イ)④第3章2(2)ウ (1) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](5) (2) 保育所保育指針第2章1(2)ア(イ)①③第2章1(2)ア(ウ)②第2章1(3)ウ第2章2(2)ア(イ)②④第2章2(2)ア(ウ)②④ (3) 子発0331第1号通知 (4) 食事による栄養摂取量の基準	(1) 児童の状況に応じた配慮を行っていない。 (2) 児童の状況に応じた配慮が不十分である。 (1) 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮を行っていない。 (2) 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮が不十分である。	C B C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>3 子どもの健康と安全の向上に資する観点から、子どもの食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有する子どもの生活がより一層、安心・安全なものとなるよう誤配および誤食等の発生予防に努めること。</p> <p>子ども自身が自分の食物アレルギーの状況を自覚し、食物アレルギーを有していることを自身の言葉で伝えることが困難であることなども踏まえ、生活管理指導表等を活用するなどして、状況を把握するとともに、平素より危機管理体制を構築しておくこと。</p> <p>アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>参考「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(厚生労働省)、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」、「子供を預かる施設における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」(東京都)</p>	<p>3 食物アレルギーへの対応を適切に行っているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第2章1(2)ア(ウ)② 第2章2(2)ア(ウ)② 第3章1(3)ウ 第3章2(2)ウ</p> <p>(2) 子発0331第1号通知</p>	<p>(1) 食物アレルギーへの対応を適切に行っていない。</p> <p>(2) 食物アレルギーへの対応が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
ウ 食事の中止等	<p>食事は主食、副食及び間食を毎日提供する必要がある。理由なく、園外保育や愛情弁当と称して、保護者全員の同意が得られないまま食事を提供しないことは、一種の保護者負担を強要することである。</p> <p>なお、食事の中止等の理由とは、</p> <p>(1) 感染症の発生に伴う保健所の指示</p> <p>(2) 調理室の改築・修繕等</p> <p>(3) 非常災害等で給食することが不可能などである。</p>	<p>1 施設の都合で食事を中止していないか。</p>	<p>(1) 区条例26号第15条</p> <p>(2) 保育所保育指針第1章2(2)イ(イ)④ 第2章3(2)ア(イ)⑤</p> <p>(3) 子母発0331第1号通知</p>	<p>(1) 食事の提供を中止している。</p> <p>(2) 間食を提供していない。</p> <p>(3) その他不適正な事項がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
(5)衛生管理 ア 検便	<p>食事の提供で最も留意しなければならないことは、衛生上の安全対策であり、調理や調乳を行う者については、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底しなければならない。特に、赤痢、サルモネラやO157等の感染症・食中毒の予防は極めて重要であり、調理従事者及び調乳担当者については、月1回以上の検便を実施すること。また、雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検便結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させること。</p> <p>検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。</p>	<p>1 調理従事者及び調乳担当者の月1回以上の検便を適切に実施及び確認の上従事させているか(雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置替えについても同様に行っているか。)</p> <p>2 検便の検査結果を適切に保管しているか。</p>	<p>(1) 食品衛生法第51条、第68条</p> <p>(2) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17</p> <p>(3) 薬生食監発0805第3号通知</p> <p>(4) 区条例26号第14条</p> <p>(5) 事務取扱要綱第7条</p> <p>(6) 居宅訪問型要綱第18条</p> <p>(7) 雇児総発第36号通知</p> <p>(8) 社援発第65号通知</p> <p>(9) 社施第97号通知</p> <p>(10) 児発第470号通知</p> <p>(11) 雇児発第0120001号通知</p> <p>(12) 労働安全衛生規則第47条、第51条</p>	<p>(1) 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行っていない。</p> <p>(2) その他不十分な事項がある。(検査項目不足等)</p> <p>(1) 検査結果を適切に保管していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 調理従事者の健康チェック及び調理室等の点検	<p>調理従事者及び調乳担当者は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意し、下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しないこと。下痢又は嘔吐等の症状がある調理従事者及び調乳担当者については、直ちに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認すること。</p> <p>管理者等の責任者は、施設の衛生管理に関する責任者(以下「衛生管理者」という。)に調理室等の衛生管理の点検作業を行わせるとともに、そのつど点検結果を報告させ、適切に点検が行われたことを確認して記録を保管すること。</p> <p>園長等の責任者は、衛生管理者に毎日作業開始前に、各調理従事者等及び各調乳担当者の健康状態を確認させ、その結果を記録させること。</p> <p>調理室、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずること。</p>	1 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。	(1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18 (3) 食品衛生法施行令第34条の2 (4) 薬生食監発0805第3号通知 (5) 事務取扱要綱第7条 (6) 雇児総発第36号通知 (7) 社援施第65号通知 (8) 児企第16号通知	(1) 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを行っていない。(下痢、嘔吐、発熱、手指等の化膿創等) (2) 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックが不十分である。	C B
		2 調理室、食材等の衛生管理は適切か。	(1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18 (3) 食品衛生法施行令第34条の2 (4) 薬生食監発0805第3号通知 (5) 区条例26号第5、14条 (6) 雇児総発第36号通知 (7) 社援施第65号通知 (8) 児発第669号通知 (9) 平成8年社援施第117号通知	(1) 調理室の衛生管理が不適切である。 (2) 衛生管理の自主点検を行い、記録していない。 (3) 食材及び食器等の洗浄及び保管が不適切である。	C B C
ウ 食中毒事故対策	<p>1 食中毒事故の発生防止については、新鮮な食品の入手、適温管理をはじめ、特に調理、盛りつけ時の衛生(なま物はなるべく避け、加熱を十分行う、盛りつけは手で行わない等)には十分留意すること。また、調理後はなるべく速やかに喫食させるようにし、やむを得ない場合は冷蔵保存等に努めること。</p> <p>食中毒の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。</p> <p>施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに子ども及び全職員が、清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。</p> <p>2 検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。</p> <p>3 万一、食中毒事故が発生した場合、あるいはその疑いが生じた場合には医師の診察を受けるとともに、速やかに最寄りの保健所に連絡を取り指示を仰ぐなどの措置を取り、事故の拡大を最小限にとどめるように徹底すること。</p>	1 食中毒事故の発生予防を行っているか。	(1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18 (3) 食品衛生法施行令第34条の2 (4) 薬生食監発0805第3号通知 (5) 区条例26号第14条 (6) 雇児総発第0120001号通知 (7) 保育所保育指針第3章3(1) (8) 社援施第97号通知 (9) 雇児発第175号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](6) (10) 社援施第65号通知	(1) 食中毒事故の発生予防を行っていない。 (2) 食中毒事故の発生予防が不十分である。	C B
		2 検食を適切に行っているか。	(1) 雇児総発0307001号通知	(1) 検食を行っていない。 (2) 検食の実施方法が不十分である。 (3) 検食の記録を作成していない。	C B B
		3 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(1) (2) 社援施第97号通知 (3) 雇児発第0222001号通知 (4) 児企第26号通知	(1) 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられていない。 (2) 食中毒事故が発生した場合の事後対策が不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 営業の届出等(集団給食施設)【1回20食以上の食事を供給する場合に限る】	4 食中毒事故の原因究明のため、検査用保存食を保存すること。原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔容器(ビニール袋等)に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること。原材料は、特に洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。	4 検査用保存食を適切に保存しているか。	(1) 平成8年社援施第117号通知 (2) 社援施第65号通知 (3) 雇児総発第36号通知 (4) 児企第16号通知	(1) 検査用保存食を保存していない。 (2) 検査用保存食の保存方法・保存期間等が一部不適切である。	C B
ア 営業の届出(集団給食施設)	集団給食施設(1回の提供食数が20食程度以上の施設に限る)の設置者又は管理者は、施設の所在地、名称等について、施設の所在地を管轄する保健所等に届け出なければならない(令和3年6月1日時点で現に稼働している集団給食施設については、令和3年11月30日までに届け出なければならない。)。なお、調理業務を外部事業者に委託する場合、施設の調理場を使用するか否かにかかわらず、受託事業者は通常の営業と同様に飲食店営業の許可を受ける必要がある。	1 営業の届出をしているか。	(1) 食品衛生法第57条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第70条の2 (3) 薬生食監発0805第3号通知	(1) 営業の届出をしていない。	B
イ 食品衛生責任者の選任	集団給食施設の設置者又は管理者は、食品衛生責任者を定めること。 食品衛生責任者には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、栄養士等のほか、都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者を当てることが可能。	1 食品衛生責任者を選任しているか。	(1) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表17 (2) 薬生食監発0805第3号通知	(1) 食品衛生責任者を選任していない。	B
ウ 栄養管理報告	特定給食施設(特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設)又はその他の給食施設(特定給食施設以外で、特定かつ多数の者に対して継続的に1回20食以上又は1日50食以上の食事を提供する施設)の管理者は、毎年5月及び11月に実施した給食について、栄養管理報告を行わなければならない。その他の給食施設に該当しない給食施設についても、その他の給食施設に準じて報告するよう努めること。	1 栄養管理報告を行っているか。	(1) 健康増進法施行細則第6条 (2) 板橋区給食施設指導実施要綱第8条の4	(1) 栄養管理報告を行っていない(特定給食施設又はその他の給食施設に該当する園のみ。)	B
(7) 調理業務委託	調理業務については、家庭的保育事業者等が責任を持って行えるよう施設の職員により行われることが原則であり、望ましい。しかしながら、施設の責任者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な食事の質が確保される場合には、保育内容の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えない。 調理業務を委託する場合は、事業者や保健所、区の栄養士により、献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあるなど栄養面での配慮をするほか、児発第86号通知を順守すること。 また、契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交わすこと。契約書には、以下の事項を含めること。	1 調理業務を委託している場合に、適切に行っているか。	(1) 児発第86号通知(準用) (2) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](7)	(1) 調理業務委託契約書を作成していない。 (2) 調理業務委託契約書に必要な事項が盛り込まれていない。 (3) 食事の質が確保されていない。 (4) 施設内の調理室を使用して調理していない。 (5) 栄養面での配慮がされていない。 (6) 施設が行う業務を行っていない。 (7) 施設が行う業務が不十分である。	C C C C C C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(8)食事の外部搬入	<p>① 受託業者に対して、施設側から必要な資料の提出を求めることができること。</p> <p>② 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと保育所が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても保育所側において契約を解除できること。</p> <p>③ 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。</p> <p>④ 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため保育所に損害を与えた場合は、受託業者は保育所に対し損害賠償を行うこと。</p> <p>⑤ 保育所における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。</p> <p>⑥ 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。</p> <p>⑦ 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。</p> <p>⑧ 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。</p> <p>家庭的保育事業者等は、入所者に食事を提供するときは、自園調理が原則であるが、区条例26号に定める施設において調理し搬入する方法により提供することができる。</p> <p>ただし、当該家庭的保育事業者等で行うべき調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>食事を外部搬入する場合の要件は次のとおりである。</p> <p>(1) 利用乳幼児に対し食事を提供する責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その責任者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得る体制を確立し、調理業務の受託者との契約内容を確保すること。</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業者等又は他の施設、保健所、区の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導を受ける等、必要な配慮が行われること。</p> <p>(3) 調理業務の受託者については、当該家庭的保育事業者等における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等に適切に対応できる者とする事。</p> <p>(4) 食を通じた幼児の健全育成を図る観点から、幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	<p>1 食事を外部搬入により提供している場合に、適切に行っているか。</p>	<p>(1) 区条例26号第16条 (2) 雇児発0601第4号通知</p>	<p>(8) その他児発第86号通知に違反している事項がある。</p> <p>(1) 条例で定める基準を満たさずに、提供する食事を当該施設外で調理し、搬入している。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
3 健康・安全の状況	<p>(5) 条例に定める搬入施設は次のいずれかである。</p> <p>①連携施設</p> <p>②当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業等を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>③委託する場合は、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として区が適切と認める者</p> <p>子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健全な生活の基本であり、家庭的保育事業所においては、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、施設全体における健康及び安全の確保に努めることが重要となる。</p> <p>また、子どもが、自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切である。</p>				
(1)保健計画	<p>子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。</p>	1 保健計画を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(2)ア	(1) 保健計画を作成していない。	B
(2)児童健康診断	<p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>なお、母子保健法に規定する健康診査の内容が家庭的保育事業者等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、家庭的保育事業者等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</p> <p>子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。</p>	1 健康診断を適切に行っているか。	(1) 区条例26号第17条 (2) 学校保健安全法第11条、13条、第17条 (3) 学校保健安全法施行令 (4) 学校保健安全法施行規則 (5) 保育所保育指針第3章1(2)イ (6) 児発第284号通知 (7) こ成保第533号通知	(1) 利用開始時の健康診断を行っていない。 (2) 健康診断を年2回行っていない。	C C
(3)健康状態の把握	<p>子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。</p> <p>1 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。</p> <p>保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>2 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時把握すること。</p>	2 健康診断の記録を作成しているか。	(1) 区条例26号第17条 (2) 保育所保育指針第3章1(2)イ	(1) 児童の健康診断の実施状況とその結果を記録していない。 (2) 健康診断記録が不十分である。	C B
		3 保護者と健康診断結果について連絡をとっているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(2)イ	(1) 保護者と連絡をとっていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。	C B
		1 日々の健康状態を観察しているか。	(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)① 第3章1(1)イ	(1) 日々の健康状態を観察していない。 (2) 日々の健康状態の観察が不十分である。	C B
		2 必要に応じ、保護者に連絡をしているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(1)イ	(1) 保護者と連絡をとっていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。	C B
		3 身長、体重等の測定を定期的に行っているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(1)ア	(1) 身長、体重等の測定を定期的に行っていない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4)虐待等への対応	<p>子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、区や関係機関(嘱託医、児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所等)と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。</p> <p>また、虐待が疑われる場合には、速やかに区又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。</p>	<p>1 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を観察しているか。</p> <p>2 虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか。</p>	<p>(1) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条</p> <p>(2) 児童福祉法第25条</p> <p>(3) 保育所保育指針第3章1(1)ウ、第4章2(3)イ</p> <p>(4) 東京都子どもへの虐待の防止等に関する条例第7条</p> <p>(5) 子発0228第2号通知</p> <p>(6) 子発0228第3号通知</p>	<p>(1) 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を観察していない。</p> <p>(1) 適切に対応していない。</p> <p>(2) 関係機関との連携が図られていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(5)疾病等への対応 ア 体調不良・傷害	<p>保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p>	<p>1 体調不良等への対処を適切に行っているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章1(3)ア</p>	<p>(1) 体調不良等への対処を適切に行っていない。</p>	<p>C</p>
イ 感染症	<p>感染症の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことである。適切な手洗いの手順に従って、丁寧に手洗いが接触感染対策の基本であり、そのためには、全ての職員が正しい手洗いの方法を身につけ、常に実施する必要がある。</p> <p>子供の年齢に応じて、手洗いの介助を行うことや適切な手洗いの方法を指導することが大切である。</p> <p>タオルの共用は絶対に行わず、ペーパータオルを使用することが望ましい。</p> <p>(感染症予防対策の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タオル、コップ等を共用していないか。 ・食事の直前及び排泄又は職員が排泄の世話をした直後は、石鹸を使って流水で十分に手指を洗っているか。 ・ビニールプール等で水遊びをする際に、下痢気味の児童等を水に入れていないか。 <p>(参考) 保育所における感染症対策ガイドライン(こども家庭庁)</p> <p>感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p>	<p>1 感染症の予防対策を講じているか。</p> <p>2 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。</p> <p>3 感染症発生時にまん延防止対策を講じているか。</p> <p>・再発防止対策に、園全体で取り組んでいるか。</p> <p>4 感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所等へ報告しているか。</p>	<p>(1) 区条例26号第14条</p> <p>(2) 保育所保育指針第3章1(3)イ</p> <p>(3) 雇児発第0222001号通知</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章1(3)</p> <p>(1) 区条例26号第14条</p> <p>(2) 保育所保育指針第3章1(3)イ</p> <p>(3) 雇児発第0222001号通知</p> <p>(1) 雇児発第0222001号通知</p>	<p>(1) 感染症予防対策を適切に行っていない。</p> <p>(2) 感染症予防対策が不十分である。</p> <p>(1) 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していない、又は不十分である。</p> <p>(1) まん延防止対策を講じていない。</p> <p>(2) まん延防止対策が不十分である。</p> <p>(3) 地域の医療機関や保健所等との連携・報告が行われていない、又は不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ アレルギー疾患	<p>アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活管理指導表により、保護者等と情報を共有する。 生活管理指導表に基づいた対応について、保育士等が保護者と面談を行い、相互の連携を図る。 誤食事故は、注意を払っていても、日常的に発生する可能性があることを踏まえ、食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別の対応を行うことができるようにする等の環境面における対策を行う。 <p>(参考) 保育所保育指針 第3章1(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人的エラーの対策としては、食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーを有する子供の調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとること、食物アレルギーを有する子供の食器の色などを変えて注意喚起することなどが挙げられる。 <p>(参考)「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成31年4月 厚生労働省)</p> <p>(参考)「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)</p>	<p>1 アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活管理指導表等により、保護者等と情報を共有しているか。 食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別の対応をとる等、安全性を最優先とした対策がとられているか。 全職員を含め、関係者の共通理解の下で、組織的に対応しているか。 施設長、調理員や栄養士等の専門職、保育士等が子供の現状を把握し、保護者と面談等を行い、相互の共通理解及び連携を図っているか。 	<p>(1) 保育所保育指針第3章1(3)ウ、第3章3(2)ア、イ</p> <p>(2) 児発第418号通知</p> <p>(3) 雇児総発第402号通知</p> <p>(4) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5)</p>	<p>(1) アレルギー疾患への対応を適切に行っていない。</p> <p>(2) アレルギー疾患への対応が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6)乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	<p>乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。</p> <p>乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止の観点から、医学上の理由を除いてうつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察するなどの基本事項を順守すること。</p> <p>1歳以上であっても子どもの発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預かり始めの子どもについては特に注意し、きめ細かな見守りが重要である。</p> <p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の顔が見える仰向けに寝かせる。 ・照明は、児童の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。 ・児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。(0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい。) ・睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。 ・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。 ・厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。 ・児童のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。子供を1人にしない。(子供だけにしない。) ・保育室内は禁煙とする。 ・日々、個々の体調確認の徹底(個々の既往歴、朝の受け入れ時の情報、連絡帳等保護者からの情報、日中の活動の様子や食事の様子など職員同士の情報共有等) <p>(参考)</p> <p>「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について(平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)</p>	<p>1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。</p> <p>・児童の顔が見える仰向けに寝かせる、児童の顔色・呼吸の状態をきめ細かく観察する、厚着をさせすぎない、職員がそばで見守る等、睡眠中の事故防止対策が講じられているか。</p> <p>2 睡眠時チェック表を作成しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第2章1(3)ア第3章1(3)イ第3章3(2)イ</p> <p>(2) 児発第418号通知</p> <p>(3) 雇児総発第402号通知</p> <p>(4) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)・第2[共通事項](2)</p> <p>(5) 27福保子保第3650号通知</p> <p>(6) 30福保子保第3635号通知</p> <p>(7) 5福祉子保第3004号通知</p>	<p>(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じていない。</p> <p>(2) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
			<p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ</p> <p>(2) 児発第418号通知</p> <p>(3) 雇児総発第402号通知</p> <p>(4) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)・第2[共通事項](2)</p> <p>(5) 27福保子保第3650号通知</p> <p>(6) 30福保子保第3635号通知</p> <p>(7) 5福祉子保第3004号通知</p>	<p>(1) 睡眠時チェック表を作成していない。</p> <p>(2) 睡眠時チェック表の記録が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 児童の安全確保 ア 事故防止	<p>1 保育中の事故防止のために、子供の心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。</p> <p>事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、送迎等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子供の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。</p> <p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所、設備等を把握しているか。 ・窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施する。 ・施設・事業者は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的点検を実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある箇所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有を図る。 <p>(参考)「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達等)や当日の子供の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。 ・過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。 ・クリスマスや年末年始、節分等の行事の際は、普段とは異なる内容・形態にて食事等の提供がなされていることを踏まえ、事故防止に万全を期すこと。 <p>(参考)「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府) 「教育・保育施設等における食品等の誤嚥による窒息事故の防止について」(令和7年1月24日こども家庭庁成育局安全対策課ほか事務連絡)</p>	<p>1 児童の事故防止に配慮しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供の心身の状態等を踏まえつつ、年齢、場所、活動内容等に留意し、事故の発生防止に取り組んでいるか。 ・事故発生の防止のための指針の整備等を行っているか。 <p>2 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。</p> <p>3 子供の食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針 第1章1(4)イ 第1章2(2)ア(イ)② 第2章4(3) 第3章3(2)ア、イ</p> <p>(2) 児発第418号通知</p> <p>(3) 雇児総発第402号通知</p> <p>(4) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</p> <p>(1) 保育所保育指針 第3章3(2)ア、イ</p> <p>(2) 児発第418号通知</p> <p>(3) 雇児総発第402号通知</p> <p>(4) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</p> <p>(1) 保育所保育指針 第3章3(2)ア、イ</p> <p>(2) 雇児総発第418号通知</p> <p>(3) 雇児総発第402号通知</p> <p>(4) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</p>	<p>(1) 児童の事故防止に配慮していない。</p> <p>(2) 児童の事故防止に対する配慮が不十分である。</p> <p>(1) 定期的に点検していない。</p> <p>(2) 定期的な点検が不十分である。</p> <p>(1) 窒息のリスクとなるものを除去していない。</p> <p>(2) 窒息のリスクとなるものの除去が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>・園外保育時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の保育士が対応する。</p> <p>・職員は子供の列の前後(加えて人数に応じて列の中)を歩く、交差点等で待機する際には車道から離れた位置に待機する等のルールを決めて移動する。</p> <p>・散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること。</p> <p>・目的地への到着時や出発時、帰園後の子供の人数確認等の迷子・置き去り防止を行う。</p> <p>・散歩の経路等について、交通量や危険箇所等の点検を行う。</p> <p>・目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。</p> <p>(参考)「保育所等での保育における安全管理の徹底について」(令和元年5月10日付内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について」(令和3年8月25日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p>	4 園外保育時に複数の保育従事職員(うち1人以上は常勤保育士)が対応しているか。	(1) 保育所保育指針 第3章3(2)ア、イ (2) 雇児総発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)	(1) 園外保育時に複数の職員(うち1人以上は常勤保育士)が対応していない。 (2) 園外保育時における複数の職員(うち1人以上は常勤保育士)の対応が不十分である。	C B
	<p>・プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底する。</p> <p>・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置する。</p> <p>(参考)「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)</p>	5 プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 雇児総発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 府子本第659号通知 (5) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)	(1) 監視に専念する職員を配置していない。 (2) 監視に専念する職員の配置が不十分である。	C B
	2 児童の登降園は、送迎時における児童の安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要がある。また、外部からの人の出入りを確認するとともに、保護者以外の者が迎えに来る場合は、原則としてその都度職員が保護者に確認する必要がある。	6 児童の送迎は保護者等が行うよう周知を徹底しているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ、ウ (2) 雇児総発第402号通知別添-2-1(職員の共通理解と所内の体制)及び(保育所・障害児通園施設の通所時における安全確保)	(1) 周知をしていない。 (2) 周知が不十分である。	C B
	3 児童の事業所外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を使用するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により、児童の所在を確認しなければならない。	7 自動車への乗降車の際に、児童の所在を確認しているか。	(1) 区条例26号第7条の3	(1) 自動車への乗降車の際に、児童の所在確認をしていない。 (2) 自動車への乗降車の際に、児童の所在確認が不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 損害賠償保険	損害保険等に加入することによって、事故に対する補償について万全を期すること。	1 損害賠償保険等に加入しているか。	(1) 都第353号通知	(1) 損害賠償保険等に加入していない。	B
ウ 事故発生時の対応	<p>1 事故により傷害等が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>再発防止等に役立てるため、事故の経過及び対応を事故簿等に記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策を講じること。</p> <p>保護者へは、緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明すること。</p> <p>保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講ずること。</p> <p>2 次に掲げる事故等が発生した場合には区に報告すること。</p> <p>① 死亡事故</p> <p>② 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)</p> <p>③ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病等を伴う重篤な事故等</p> <p>④ 自動車への置き去り事故 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置(以下「安全装置」という。)の装備が義務付けられている自動車は以下のア及びイの双方に該当する場合、安全装置の装備が義務付けられていない自動車は以下のアに該当する場合に報告すること。 ア 点呼等による所在確認の不実施による事故 イ 安全装置の不適切な運用や故障等による事故</p> <p>⑤ 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合 ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に園長が報告を必要と認めた場合</p> <p>⑥ 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合</p> <p>⑦ その他、児童の生命または身体被害に係る重大な事故に直結するような事案(児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。)が発生した場合</p> <p>事故報告の第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の原因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。</p>	<p>2 損害賠償保険等の内容が適切か。</p> <p>1 事故が発生した場合に適切に対応しているか。</p> <p>・事故の経過及び対応を事故簿等に記録しているか。</p> <p>2 報告対象となる事故を区に速やかに報告しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章1(3)ア</p> <p>(2) 8福保子保第19号通知</p> <p>(3) 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知</p> <p>(4) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](7)</p> <p>(1) こ成安第45号通知</p> <p>(2) 8福保子保第19号通知</p> <p>(3) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</p>	<p>(2) 損害賠償保険等の内容が不適切である。</p> <p>(1) 事故発生後の対応を適切に行っていない。</p> <p>(2) 事故発生後の対応が不十分である。</p> <p>(1) 事故報告が行われていない。</p> <p>(2) 事故報告が速やかに行われていない。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

会 計 経 理 編

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成26年10月23日板橋区条例第26号「板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」	区条例26号
2	平成26年12月12日付雇児発1212第6号通知「家庭的保育事業等の認可等について」	雇児発1212第6号通知

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 共通	<p>家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p> <p>【関連帳簿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算書(過去3期分) ・今後5年間の収支計画書(公定価格決定後) <p>【その他、必要と認められる帳簿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総勘定元帳 ・仕訳伝票 ・現金出納簿、証憑書類 ・実費徴収簿、領収書控え 	1 収支の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。	(1) 区条例26号第19条	<p>(1) 収支の状況を明らかにする帳簿を整備していない。</p> <p>(2) 収支の状況を明らかにする帳簿を、一部整備していない。</p> <p>(3) 収支の状況を明らかにする帳簿の内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
2 社会福祉法人の会計経理	<p>社会福祉法人が経営する施設等に係る会計経理については、社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日厚生労働省令第79号)で定めるところに従い、会計処理を行わなければならない。【※】</p>	<p>※ 指導検査における観点、関係法令等及び評価事項(評価)については、平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」に定めるところによる。</p>			
3 社会福祉法人以外の者の会計経理	<p>社会福祉法人以外の者による家庭的保育事業等の会計処理については、雇児発1212第6号通知に基づく区の認可条件及び自らが定める経理規程等に従って、経理処理を行う必要がある。</p>	1 区の認可要件及び自らが制定する経理規程等に従って、会計処理が行われているか。	(1) 雇児発第1212第6号通知	<p>(1) 区の認可要件及び自らが制定する経理規程等に従って、会計処理が行われていない。</p> <p>(2) 会計処理の一部が規程等に従っていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p>